

議 事 日 程

平成 26 年第 2 回 浜中町 議会 定例会

平成 26 年 6 月 11 日 午前 10 時 開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	審査報告	「要支援者に対する介護予防給付の継続」と「利用者負担増の中止」を求める意見書の採択を求める陳情 (社会文教常任委員会報告)
日程第 7	報告第 3 号	繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 8		一般質問
日程第 9	議案第 24 号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成26年第2回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、10番加藤議員及び11番鈴木誠議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告します。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。委員長より報告を求めます。

5番成田議員。

○5番（成田良雄君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。
これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から12日までの2日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(松本博君) おはようございます。本日第2回浜中町議会定例会に議員全員の

出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまで教育行政の主なものについて、ご報告をいたします。

(教育行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第7 「要支援者に対する介護予防給付の継続」と「利用者負担増の中止」を求める意見書の採択を求める陳情（社会文教常任委員会報告）

○議長（波岡玄智君） 日程第6 審査報告を議題とします。

本件については、平成25年第4回定例会において、社会文教常任委員会に審査の付託をしていたものであります。同委員会において審査を終了し、このたび報告書の提出がありました。委員長の報告を求めます。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） (口頭報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これから、本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、平成25年陳情第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（波岡玄智君） 起立多数です。

したがって、平成25年陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第7 報告第3号繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 報告第3号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○議長（波岡玄智君） 報告第3号平成25年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

繰越明許費の事業につきましては、平成26年第1回定例会において、町史編纂事業、霧多布港海岸陸閘改良事業、公営住宅整備事業、及び霧多布中学校耐震補強事業の4事業について、事業の性質上いずれもその実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の議決をいただいたところではありますが、5月31日の出納閉鎖により翌年度への繰越額が確定したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書を調整し報告するものであります。

なお、平成26年度への繰越額は2億2,281万5,500円で繰り越す財源は、国庫支出金1億64万5,000円、町債5,430万円のほか、収入済みの繰入金813万7,500円、一般財源5,973万3,000円となります。

以上、提案の理由をご説明申し上げますが、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 本件に対し質疑があれば、これを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第8 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第8 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 質問通告書のとおり、2点に亘って質問をさせていただきます。

1点目に、中堅職員の資質向上に向けた研修計画は万全かということで、通告をさせていただいておりますが、この中に3点項目を挙げさせていただきました。その中の2番目に、今後5年後と10年後における各々の年齢層、性別の分布図いわゆるピラミッドでありますけれども、これを示していただきたいと通告しておりましたが、出来ているように聞いておりますので、情報を共有する為に議長のお許しをいただいて、議場で配布をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 今、鈴木議員より資料配布の申込がございましたけれども、これを許します。

（中止 午前10時46分）

（再開 午前10時47分）

○議長（波岡玄智君） 会議を再開します。

鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） ありがとうございます。

それでは質問を続けたいと思いますけれども、平成23年12月定例会において、今後、管理職の定年が相次ぐ中で行政サービス維持について、一般質問をしている訳でありますけれども、いよいよ始まった感がある定年退職への備えと、今配布いただきましたいびつと思われる年齢層での、今後の行政組織のイメージをお聞きしたいと思います。

本年度の町政執行方針では、急速に発達したネット環境により事務処理の迅速化や事務事業の移譲などにより、市町村の業務が増加傾向にあることから職員の知恵を結集し最大の効果が得られるよう効果的な事務執行に努めるとし、職員の資質向上に触れている訳であります。

また本年度、自治会連合会総会において副町長からは、今後40代の課長が増えていく旨のご挨拶もございました。これも今後のシュミレーションしている表れと思われる

訳でありまして、1・2・3あげさせていただきましたが、トータルで質問をさせていただきます。

まず3点、朗読をさせていただきますけれども、1点目研修検討委員会での課題の精査、当時答弁申し上げておりますが、この検討委員会で今後の道筋を導き出しているのか。形骸されてはいないだろうかということが心配であります。

そして2番目は、今いったようにピラミッドを示していただきたい。3つ目は今後、行政の中核を担う中堅いわゆる係長クラスであります。この研修内容の充実がキーになってくると思いますので、体制は万全なのかということでトータルで、お聞きしておきたいと思います。配布いただきました分布図、ピラミッド、20代半ばから30代後半くらいまででしょうか。非常にタイトに狭くなっている年代がある訳であります。今後、町としては、現実の危機感をどのように持っているのかということで、全体的にお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） お答えいたします。

ただいまお手元にお配りしました資料について、まず考え方を総体的にお知らせしたいと思います。まず、真ん中には5歳刻みの年齢毎に分布をしてございます。ただ1番下ですが、若年層ということで24歳以下18歳以上の欄を、トータルで年数多くなりますけれども入れてございます。それと右には女性、左には男性の人数を記載してございます。右側にも凡例載ってございますけれども、白抜きが26年の4月1日現在の人数でございます。真ん中の斜め斜線が5年後、平成31年4月1日現在の見込みの数字でございます。更に1番下は、10年後の平成36年4月1日を見込んでございます。

それと集計の都合上、高校の教員、教育委員会の指導室長は異動等ございますので除いてございます。新規採用の職員については、定年退職60歳ということで考えていますけれども、翌年度退職した人数をそのまま採用というふうに考えております。

また男性、女性ですけれども、男性が辞める、女性が辞める同じ数を集計してございます。今、トータル的に26年4月1日現在では、それを除いた職員数は162人となっております。この162人が多いのか少ないのかは別にしまして、その人数を継続すると、維持していくというふうにして集計をしてございます。見てのとおり50代以上が突出してございます。30代等が少ないというのが現実でございます。これにつきましては、30代中途採用しない限り増える要素がないので、これがこのまま引き続き

上昇していくのかと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員

○3番（鈴木敏文君） 課長の言うとおりでございまして、この年代が、これからずっと経験を重ねて管理職に上がってくる訳ですよ。そうすると今の倍ぐらいは仕事やっていたかないと、行政でサービスが回らないということになる訳であります。

それで、この中の女性の部分ですが、ざっくり見た感じだと大体4割くらい、男性が6割、女性が4割とこんな感じに見える訳でありますけれども、女性というのは例えば保健師の方々、それから保育士、看護師など専門職の方が多いですよ。ということは、これは女性軽視と思われたらあれなんです、物理的にやはり他の課として戦力として見れば、これはやっぱり減な訳ですよ。人数は居るのですが専門職が多い為に。男性の場合は専門職技術職ありますが、こういう構図になっているのでありまして、この認識と危機感を言葉で聞いてみたいと思うのです。何故かという言葉は悪いですが、あまり危機感がないように見えるのです。私、心配症ですから、その辺聞いてみたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 議員おっしゃるとおりでございます。まず、ここで職といいますか、限定になってしまいますけれども、保育士さんにつきましては、今24人居ます。年齢ですけれども、そのうち40歳以上が21人居るという現実がございます。

また看護師さんにつきましては現在15人、40歳以上が10人となっております。今後、定年になるだろうということで、総体的にはその補充ということもあるだろうし、一般事務職にということもあるだろうし、それにつきましては、全体の人事の中で考えて行かなければならないものと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 失礼なことを言いました危機感がないと。そういう印象でありますね。なぜこういう印象を持ったかと言いますと、この3年くらい職員の研修費を見ると、大体毎年250万円くらいの計上になっているんですよ。そのうち負担金50万円くらい出ます。これは多分、講演料とか講習料そういうお金だと思います。それで主なものが旅費ですよ200万円。そう考えますと、その200万円で札幌辺りに出向いて行って、講演会、講習会に出て帰って来るとい、実態はこういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 研修旅費についてご質問ございました。参考までに平成23年度決算ですけれども170万4,060円、平成24年度の決算は220万8,240円、26年度当初予算では200万円を計上してございます。研修旅費につきましては、まず係長クラスの研修をやってございます。

また課長、昇任課長の研修もやってございます。保育士さん達の遊戯の研修等も必要に応じて行っているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 当時ではなくて予算審議の質問がございまして、その時の答弁では、この研修費というのは、新任から管理職までの研修ですと。外部講師研修というのが2回くらいということでありますから、多分外から呼んで2回くらい講習を受けると、そして内容とすれば各担当課に関することは勿論のこと、それから管理能力、自己研鑽など14の研修で、その当時は111人予定し内容は研修検討委員会で決めると、このように答弁しております。因みにこの研修検討委員会のメンバーをお知らせいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今お話がありました、研修検討委員会ですけれども、委員長は副町長、委員として教育長、総務課長、企画財政課長、教育委員会管理課長、以上5名でございます。それと事務局として、職員係長と職員係の係が2人でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） トップが副町長ということでありまして、何故かと言いますと23年12月の一般質問の時から、これからこういう危機が多分来るでしょうということ、お話をさせていただいて研修の予算が変わっていないということですよ。ここは疑問です。この研修検討委員会がやはり形骸化されているんじゃないかと、ただ毎年繰り返し、繰り返し割り付けをして、最初に予算ありきで進めているのではないかという疑問や心配を持つ訳でありますけれども、この心配を副町長、解消していただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 23年12月のやり取りの中で、このまま推移して行けば行政

サービスが維持されないのではないかと、そんなことで研修検討委員会は過去からずっとあるんです。問題は形骸化しているのだろうというお話ですけれども、私は2年前、委員長になってから、その前も教育長のおりにありましたが、それでは駄目だと、ご質問にありましたけれども、何が課題なのかということで、今議論しております。要するに実効性のある研修を進めるべきだというようなことで、そしてまた広く職員を送り込むべきで特定の人に重なっては駄目だと、広く色んな人が行って欲しいというようなことで議論はしております。

形骸化しているとご心配もありますが、私ども自ら自分に掛かってくる組織としての問題ですから、これはやっぱり職員研修というのは、いつまで経っても重要課題であることには変わりませんので、そのことで委員数名おりますが、それぞれ認識を改めてということで、先だっても昨年の反省と今年の計画について確認をして、色々意見を交わして私からも申し上げましたし、実効あるものにしようということで研修検討委員会終わったということでありますので、何とか形骸化しないように、町民の税金をもらって研修に出しているということを基本に考えれば、やはりしっかりと内容のあるものであり、問題はありますけれども、それが引いては職場に返ると職場に対して影響するというので、町民の求める職場にしていきたいとは思っています。

その為に、いつまでも課題だと申し上げたのですが、少しずつ改善していきたいということで、この表がありますけれども、やはり若い層が減って行くということがありますので、それはそれで若い時代から色々なことを経験するという意味では、局面的には不安ですけれども、将来的には良いことだろうと思っておりますので、そんなことを踏まえて、これからも時々の課題に応じて研修検討委員会を進めていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 認識しています。反省もあって意見を交わしています。こういうワードだったと思います。250万円の経費と、その当時111人を研修に出しているといえ、本町も結構研修費を使っているのではないかと考える訳でありますけれども、出された今後の歪な年齢層ですよ。考えれば考える程やはり金額と人数の問題ではないだろうと思います。問題は研修の中身ですよ。今までの研修はどうでしょうか。講義型の研修が多かったのではないかと思います。聞きっぱなしで終わっているんじゃないかと、自分もあれこれ研修会に行かせていただいておりますけれども、中々集中して聞かないと聞き流してしまうんですよ。非常に勿体ない研修になってしまうのではない

かと思う訳でありまして、提言はまた最後の方に言いますが、このタイトになった年齢層を考えますと、やはり財政再建プランによって採用の抑制に努めたという、この経緯は認める訳でありまして、その為に非常にタイトになっていると、他の町村も多分同じ傾向だと思われる訳であります。

第5期のまちづくり総合計画を見てみますと、やはり財政再建を優先していると思われる文言が多いわけでありまして。職員に関しては定員管理の適正とか、職員の適正配置に努めますとか、やはり経費に重きを置いているように聞こえます。また職員は自治体を取り巻く環境の変化を確実に捉え責務と役割分担を認識し、自己研鑽を促し人材育成等能力開発に努めるとしているのですが、こう書いていると研修でのスキルアップというのは個人任せですよと。まるで他人事のように聞こえる訳であります。

しかも実施計画の一覧の中には、職員研修の文言は全く入っていなかったんです。あののは庁舎の新築だとか電算機器の導入、職員住宅の改修、解体工事と言うことであります。勿論この計画は3年毎のローリングによって調整しますと、それで26年度は前期最終年ということになりますから、ローリングはもう終わっているということになるのです、この研修に関しては。そうすると中身の濃いと私が望んでいる研修計画というのは、ローリング時には題材になっていないということになるのですが。その辺はどうでしょうか。聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 総合計画の中における職員研修でございますけれども、正直な話、職員研修に関してのローリング等というのは実施してございません。しかしながら、今年新しい項目として政策研究の中で、農山漁村地域の活性化という新しい項目も出来てきております。

更に、自治体債権回収、これは専門実務研修ですけれども、こういうものも来てございます。こういう時代ですのでこういう研修にも行っていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） そのようにお願いしておきたいと思っております。この年齢層から行くと若い人をどんと増やしたんですよね。今後は急に減っていくということで、再建プランの方も段々順調に乗ってきたので、ちょっと増やそうということですが、勿論、新人はすぐ期待出来る訳ではありませんし、やはり酷ですね期待するのは。民間だと他の

企業から優秀な人材をヘッドハンティングしてくるという地方もありますけど、多分、地方公共団体はそういうのは無理なのでしょう。無理があるのか無いのか、ヘッドハンティング出来るものなのか。念の為に聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 職員の採用につきましては、町村会で共同試験をやりまして、それで年々その町の必要とする人数を募集して、それに見合う人を選考していますけれども、それ以外のものについて、特に専門性のあるものですけれども、これは町村会で取り扱ってはいますが、求められるのが一般事務職、乗り越える基準があるんです。

それは一般事務それで終わって、次に合格者が第2次試験を受けるのですが、専門の土木、建築等に関しましては、今もそうですが、一般事務職の試験を乗り越えて、そして専門の試験に入って、更にそれを乗り越えて面接等の第2次試験に至ります。そんな意味では町村会でやっている試験の方法で採用するのは、結構受ける人が居ないんです。難関であるからして一般事務職の人は、一般事務の試験を一生懸命やって、それで職員になれますが、さらにそれが前提で、その次に土木の試験、建築の試験やりますから、それは受講者がかなり少ないような状況でありまして、本町もそうですけれども、それは各学校等あるいは募集を通じて年齢制限はありますけれども、町村会には、その部分に関しては募集をして、応募者がいれば適任者を採用しているという事です。今回も1人建築関係、将来を見通して中々技術職というのは異動できませんので、将来的には異動する方向でとは思っていますけれども、そんな意味では1人補充しましたので、ヘッドハンティングも良い素材が居れば可能だと思っています。

ただ、こっちに向くかどうかという問題はありますけれども、そんなところです。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 解りました念のために聞いておくものですね。そうしますと、やはりヘッドハンティングは出来る余地はあるけれども、現実には居ないだろうということでもあります。

そうすると、現在の特に中堅係長クラスの人材を育成していくしかない、こういう結論になる訳でありますよね。特に最近恐ろしい数字が出まして、国立社会保障人口問題研究所というところがありました。社人権と言われているようですが、そこの推計で浜中町は何れ消滅する、こういう結論でございました。これは津波高同様大変恐ろしい数字でありまして、全国の実際の半分が消滅すると言われてますから、半分も減れば

良いだろうということで、安心するような感じもするのですが、有名なダーウィンの進化論というのがありますが、この方は良いことを言っていますね。強いもの頭の良いものが生き残るのではないと、変化するものが生き残るのだと、変化して行かなきゃ時代に合わせてという事の、どうでも良い話であります、消滅しない為にするためには産業、教育、医療、福祉、介護、色々な問題を都度解決して進んで行かなければならないという壮大なプロジェクトになると思います。

当然、まちづくりの中心は、先ほどから言っている中堅職員ということで、まちづくりのエキスパートとしてスキルアップ、レベルアップを急がなければならないという結論になる訳でありまして、一番良いのは、係長クラスの方が自発的に手を挙げてもらって俺に任せろと研修に行っていたきたいのですが、苦勞するのが解っているのに、やはり中々手を挙げないですね。言い方は悪いですが、頑張っても頑張らなくても評価、報酬はあまり変わらないのです。民間は変わりますから。

しかしこれでは困るので先ほどから言っているように、その1人が少なくとも1.5倍や2倍くらいの仕事のノルマを、さくさくと解いていくというぐらいじゃなきゃならないと思いますので、個人的にどうしたらいいかというキーワードを考えてみました。一つ目はインセンティブですね。意欲を高める刺激であります。それともう一つは続けていけるモチベーションですね。やる気、動機付け、これを如何に持たせるかということに行き渡る訳でありまして、自治大学校というホームページで見たんですよ。このカリキュラムが非常に素晴らしいと思っているのですが、自治大学校というのはどうでしょうか。どういう認識でしょうか。ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今お話のありました自治大学校ですけれども、全国の市町村職員の研修施設です。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 自治大学校は、地方行政の民主的、能率的運営を図る為に、直接その運営を担う地方公共団体の職員に対する高度な研修を行う機関ということで、卒業生の多くが地方公共団体の幹部職員として第一線で活躍してきましたということで、3週間とか3ヵ月とか色々期間があるのですが、商工会も中小企業大学校というのがあります。これは20数万かかりますが北海道の旭川にあります。こういう研修をしてもらっているのですが指導員の方々に、是非ただ聞きっぱなしの講習ではなくて、これは

寮生活になりますよね。幹部候補生として行って、そうするとネットワークが出来ると思うんですよね、全国の幹部候補生の。同じ釜の飯を食った状態のこういうネットワークというのは、非常に後で生きてくると思うのです。

是非、そんな1年も2年もという話ではありません。せいぜい3ヵ月、それも期間を分けている様でありますので、その辺どうでしょうか。行かせてみる気がございませんか。幹部候補生をピックアップして。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今全国の自治大学校という話がありました。以前は確か北海道にも自治研修所というのが江別にあつて、長期60日のふた月、後は1週間だとか10日だとかということで、北海道から集まって研修をやっていた時期もございました。それは無くなったようで、全国でということですが、幹部候補生という、ピンポイントという話でございますけれども、こういう研修もあるんだという投げかけが必要ではないのかと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） まず定員管理の関係で、職員が圧縮されて人事交流もあるということで、人事交流も研修のひとつであると思っております。職場も結構厳しい状況ではある、年齢構成は20代30代の若い職員が増えるということです。職場はちょっと四苦八苦するような状況が見込まれます。自治大学校等の研修というのは非常に有用だと思っておりますが、現実として長期間はやっぱり非常に苦しいものもあります。

要は、研修を如何に主体性が無ければ全ての物は始まりませんので、ただ個人に先ほどおっしゃっていましたように、主体性を求め放しでは駄目だと思っておりますので、それは我々の職場環境がそうさせなければならないと思っております。そういう意味では、今行っている札幌ですとか限定的ではありますが、それをどんどん出して自分のものとして捉える、そのような研修であることを職場として、どんどん本人に啓蒙することであるので、それを1つの方法として、まず足元の色々な研修があります。まず町でやっている自主研修があります。それから町村会で、これは共同研修というのは必要なことですね。さっきおっしゃいましたように色々な方、実際の方がそこに集まりますので、同じような年代の方が、その後知り合いになって、それぞれの職場で色々な連絡を取り合うというような関係になります。これが一時懇親会とかありましたが、結構目が厳しい時代がありましたので、それから完全に断ち切れていますが、その必要

性も最近取り出されております。研修を通して、自治体の職員間の交流というのが非常に重要だと思っております。そういうことで、あるいは自治研修センター、これは北海道の研修機関ですね。それもかなりのメニューがありますし、最近は積極的にそこに出して研修を済ませています。それは色々専門性のあるもの、その専門性はその職場で生かせば良いし、そうでないものその年代に応じた指導力ですとか、管理能力等のそういうテーマ共通のものについての研修も多彩に企画しております。全国もあります。そんな意味で、まず今あるものを充実させた上で、今言った決定的な自治大学校等に1週間くらいでは済みませんので、ある一定期間の職員を出すという改正も可能であれば、やはり町の組織の活性化の為にも必要だろうとは思っていますので、これらも含めて今後の研修検討委員会で色々協議して、今後の研修のあり方を色々考えて行きたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） ひとつ気になったのが、この幹部候補生という言葉どうも気になるようで、要するに差がついてしまいますよということでしょうか。民間ならお互い同僚だと差がついていきますので、やっぱり役場という組織は、あまり差が付くと、どうのこうのあるのでしょうか。そこが気になったのですが漁業研修場、毎年散布から1人、2人行っておりますけれども、やはり彼らに聞くと全道のネットワークができると、だから何かあれば電話ができると。さっきも言いましたけれども、同じ釜の飯を食えるということですね。だからやはりネットワークを組めるような研修を、これから考えていただきたいと思います。

ひとつ参考になったのが、新聞に出ていまして本別の話であります。本別町は2001年からこれまでに、職員を計10人厚生労働省それから文部科学省内閣府に派遣してきたところ書いています新聞に。その第1号の現在、町総務課主査中川さんという方43歳、厚生労働省勤務の経験は、その後の調整実務で大きな糧となっていると、地方との人脈は予算確保だけではなく人材育成にも役立つと、まさに政策実現のつぼを押さえた高橋町長の発想でありますよと、こういう新聞記事でございました。流石でございませよね本別。これはやはり首長の判断になりますので、そこまで行けるものかどうなのか。内閣府まで行かないでしょうけれども、その辺お聞きしておきたいと思いますが、如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） そういった研修ですね。国との人事の交流というのもありますし、都道府県というのもありますし、我々町村間の交流も想定されております。町は今、北海道と交流しておりますので、あるいは一部事務組合に職員を配置しております。国に対して国の省庁に対して職員を送りたいということにつきましては、町長の判断ですけれども、まずもって内容等の関係から、研修を如何に進めるかという、研修検討委員会を開催した上で町長に判断を求めるということの順序だてで、そういった流れでお伝えをして、その折に町長が有効だと思えば判断をするだろうし、国に行くのが1番でしょうね、環境が違いますし、そのことが自分の町村に帰ってきますから、これも判断でひとつの考え方だと思っておりますが、我々はそれも視野に入れますけれども、都道府県との人事交流ありますし。そんなことも含めて今の経済の中での充実をどう図るかということも含めて、もう少し議論を深めて町長に配信したいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） ひとつお願いしておきたいと思っております。2点だけ言い忘れたので、これだけこの質問に関して、こういうアイデアはどうですかということでお話をさせていただきますが、民間企業の出向ですね、これは首都圏の浜中ふるさと会があります。札幌もあります、ここに来られている方、メンバー相当な方がいらっしゃるんですよ。こういう民間企業にどうでしょうか。半年というのがどうでしょうか。3ヵ月でも2ヵ月でも、ネットワークがある訳ですから勿体ないですよ。こういうネットワークを活かして民間企業に言ってもらおうという手もあると思っておりますし、この際、与那原町とこれだけ繋がりがあある訳ですから、与那原町にお互いに交互派遣をすると、共通の問題があると思っておりますよ。福祉だとか介護だとか、これはお互いに、これはこっちが良いとか、あっちが良いということ気付く事が出来ると思うのですが、この2点、この問題の質問に対して聞いておきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） ただいまのご質問です。私個人的ですけれども、若干、民間経験がありまして、やはり民間と役場の違いというのが、ひしひしと感じて役場とは凄い世界だなと思いましたが、中々公務員というのは身分を守られていますから、その辺の危機感の問題もあるのかと思いましたが。今東京、浜中会の関係ですと、色んな企業の方がいらっしゃいますから、企業との交流あるいは人事交流といえますか、お預かりする

ということと、それから与那原町のこれらも、研修の在り方としては当然あるものでありますので、積極的に今のご提言を受けまして研修検討委員会で協議して町長も検討しろと言っていますので、進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 是非その様に柔軟なことを考えていただいて、研修ですねスキルアップ、レベルアップをして行かないと、このタイトになってくる、しかも消滅しますよと言われていた地区でありますので、何とかひとつお願いしたいと思えます。

次の質問に移りますが、今年度から始まった再任用職員の立ち位置はということで、今年は1名の方であります。今後、数名これから出て来られるのでしょうか。この立ち位置という言い方は、ちょっと抽象的かも解りませんが、どうなっているのか見えない部分があるのですよ町民の1人として。この方の役割はどういう役割を担った人事なのか。あるいは権限の度合いをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 2点目の再任用の関係でございます。再任用につきましては、職員の再任用に関する規則の中の勤務条件の中で、再任用職員の所属、勤務形態、勤務時間等は担当させる職務の内容当該職務を執行する上で、必要性を総合的に勘案して決定するということから、3点の業務を決めてございます。

1点目は、専門性を要する業務、これにつきましては、保健師、看護師、保育士、栄養士、建築士等の技術職。それと町税等徴収、家屋評価調査等の事務職。

2点目は、在職中の知識経験を活かした業務ということで窓口対応、町史編さん等の業務。

3点目として、その他町長が認めた業務ということでございます。

今年度につきましては、今申し上げました3点目のその他、町長が認めた業務ということで町民課町民生活相談員として町民生活の相談対応、支所業務の支援等ということで配置してございます。それと権限につきましてはございません。

ただし、現金取扱いの辞令は交付してございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） そうですね、専門性やはり勿体ない技術ですから、そういうのは再任用でも年々理解していただいて活躍をしていただきたいと思えます。今年はその他町長が認めたということで町民生活相談員。町民生活相談員というと、例えばイメー

ジだと銀行だとか大きな病院に行くと総合案内みたいなのがありますね。どうしました、こっちに行ってくださいと。そういうのが総合案内の仕事ですが、町民生活相談員というのも、こういうワンストップサービスではないですが、振り分ける総合案内的な仕事だと思うのですが、これは違うのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） そういうことではなくて、役場に対する町民の以前からの意識として役場に行きづらいだとか、役場の職員にちょっと相談しづらい部分があるというような話を聞き及んでおります。この様なことからトータル的に生活の相談や町全般の役場業務の調整ですか、そういう相談もやっていただきたいということでの発令でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 今、総合窓口のようなものかということですがけれども、総合窓口に配置するというイメージではないですね。ないけれども内容のひとつとしては、同じようなことを町民から来た電話ですとか、色んな相談について各課と円滑に繋げるという業務も担っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） イメージは解りました。町民からの問い合わせの調整係ということでしょうかね。そうすると茶内支所に配置してよろしいのでしょうかという、素朴な疑問ですよ。本町の方に置いておけば、もっと色んな電話なり何なり来るかと思うのですが、役場に来づらいというのは良く分かります。やはり役場はサービス業ですから、BGMくらい流すことがあっても良いと思うのです。シーンとしている所には来づらいのです。なぜ支所に置いたのかということだけ、ひとつ聞かせてください。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） なぜ支所かということですがけれども、総合的に判断して茶内支所ということになってございます。茶内支所業務の中でも、色んな素案等ございますし、併せまして浜中の支所の部分も相談乗りますしということで、この度は茶内ということになってございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 今年最初ですから、色んな事が出てくるかと思えます。狭いところなので、やはり今まで先輩、後輩で仕事していますから、辞めて次の日からとなる

と、これは中々やりづらいとこういうメンタルな部分がありますので、きちんとした位置付で、きちんと再任用していただくと、お互いにやりやすいと思います。

これは町民の方には、多分どうなんでしょうか。周知して私、見逃しているかと思うのですが、どういう形でこういう窓口がありますよということを言っているのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 町民への周知でございますけれども、5月の町広報に掲載させていただいております。それと先だって自治会連合会の総会ございました。その際にも、こういうことで配置になりましたというお話はしてございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 最後の方になりますが、先日テレビに釧路市の取組みが出ていました。先進地だということで生活困窮者自立支援法が来年から施行されるのだということで、生活保護が増えているので、その前の生保に行く前に支援したいということでありました。浜中町にも当然、来年ということになるのでしょうかけれども、これから介護や、福祉を中心にそれぞれの自治体の裁量に任せるようなことが、どんどん来ると思います。さっきの研修もそうですが、そういう時代に入ったんだという認識を持って、再任用の方も、さっき答弁がありました専門性の方は専門として位置づけると。

また、さっき道の話も出ていましたけれども、北海道とパイプのある方は、そのパイプを活かすようなところの仕事についても良いと思います。こういうふうきちんと位置付けて、再任用していただければと思いますが、最後にその点をお聞きして終わりにさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 再任用の想定ですけれども、各町村の状況であります。やはり専門性のある職場にそのまま配置するという形が多かろうと思いますし、管理職がまた再任用職員として残ったことについて、色々問題のあるところも聞き及んでおります。

町の方としては、有能な職員だったものですから、そういう意味では広く活用できるということがありますけれども、例えば、職員の資質の向上の為ですとか色々ありますが、内向きよりもまず外向きの部分を担っていただくことということで、生活相談ということで名称は付けましたが、内部には色んな課長等の悩みもベテランですから、そういっ

たアドバイスもいただくようにということもありますし、茶内支所というのは住民票発行、戸籍を発行するだけではないと思っています。昔は支所長がいらっしゃったのですが、今は町民課で兼務しておりますけれども、それ以外に窓口に来た折には、本町の場合は色んな課がありますけれども、茶内支所は農林課と農業委員会あります。それ以外の話で職員が対応しきれないとすれば、そういう問題は生活相談員という形で支援するというのも考えましたし、全町的に役場は来づらいですとか言いづらい、このようなものについては電話でやり取りしても良いのですけれども、その辺は担当課、町民課もこれから各地区回るような構想を持っています。今回の配置について、どんな業務があるんだということを自治会長さんにでもお伺いして、こんな制度が出来て、こういう人を配置していますよということは回って歩きたいと思っております。

既に、今回は有能な方でしたから、色んな方面に色んな活用の方法がありますが、ただ現職の職員が現職であるべきことについては、現職でやるということで、ある程度、再任用の位置関係というのは、やはり課長と同等ではない訳ですから、権限はないということで、ただアシストはしていただくような期待感を持って配置しましたが、この先も再任用があるのかなのかという問題もありますが、そういった意味では受け皿として、こういう形をもって今後は専門性を要する資格ですとか、あるいは固定資産ですとか、あるいは町税等の徴収ですとか単純にそういった業務、広くではなくて1点集中での任用が多くなるのではないかとということで、有効に再任用の職員を活用して組織の力をダウンさせないように新米が入ってきますので、その辺は補完して何とかやっていただけるように考えております。ご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 次の通告者、7番川村議員。

○7番（川村義義春君） 通告順に従い、一般質問をいたします。

最初に防災対策について数件お尋ねをしていきたいと思っております。5月24日のチリ沖地震津波の襲来日に合わせて実施されました、津波避難訓練について5点ほどお伺いをしていきたいと思っております。

1点目ですが、マスコミ発表では沿岸部1,394世帯3,623人に避難指示を出し、750人の参加と報じられておりました。避難率は20.7%、過去で言いますと平成24年が32.1%、平成25年が23.8%でありました。この原因を分析して、次回の訓練に生かす必要があると思っておりますが、参加率が低かった原因をどういうふうに見ているのかから、お伺いをしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今回の津波防災避難訓練の参加率が低かった部分について説明いたします。

今回の20.6%、議員おっしゃいました20.7%新聞報道の数事がありますが、これについては過去25回の中で申しますと、上位より7番目の数字でございます。

それと、今回の当日5月24日までに行いました経過を若干説明させていただきたいと思っております。4月30日水曜日に自治会配布でございますが、まず防災訓練がありますという周知をしております。5月12日月曜日は、この防災避難訓練の事前打ち合わせ会議ということでありまして、関係自治会長さん、海岸17、そして受入の3自治会さん、厚岸警察署長さん、浜中消防署長さん、浜中消防団長さんでございます。5月15日がこれに基づきまして、日程等も決まりましたので、自治会配布でのチラシの周知を今回2回目になります配布しております。5月19日は、避難訓練の職員の打合せ会議を開いております。23日金曜日ですが、朝と夕の防災行政無線での全町放送で周知をしております。そして24日の訓練当日という経過になっております。

20.7%についてですが、この度は、まず行政報告の資料としまして10ページと11ページに、10ページには実施状況の24～26年度までの参加人数等の数字を避難場所、施設毎に記載させてもらっております。そして下段の方には、参加人数に対する参加率ということで表現させてもらっております。

それと11ページには、自治会町内会別の参加率ということで、各自治会町内会さん別に26年度の数字を中央に参加率ということで表記させていただきました。今、言われました参加率が低かったのではないかとということですが、分析している中では、まず見えてきましたのは、高齢者の方々については参加率が高くなっておりますが、逆に若いの方々については、すごい参加率が低くなっているように見えます。若干まだ資料等の整理の途中でございますが、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義義春君） 訓練に至る経過について詳しく説明をいただきました。ざっくり言って、その参加率の低かった原因については、高齢者の方の参加率が高く、若い人の参加率が低かったという話をされましたけれども、その若い人が参加されなかった原因というのは、主にどういうことが挙げられるのか。もし解ればお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 若い人の低かったことについての内容ですが、今回の避難訓練は土曜日でありまして、本来、学校等もお休みなので、家族等の避難が多くなるだろうという想定でございました。実はこれが実際、結果的には低くなったということですが、若干、まだその辺の整理は出来ておりませんが、この辺は整理をしまして、次回に何らかの方法で繋いで行きたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義義春君） 私も期待はしていたのです。土曜日であるし家族皆で避難できる体制というのは作るべきだということで、この訓練について本当に期待をしていた訳ですけれども、実際、私の自治会の参加率も非常に少なかった。何故かということもずっと考えていたのです。土曜日ですし、子どもの数も私の自治会内では少ないものですから、それでも家族で逃げた世帯が2世帯くらいは居たと思うのですが、何故かということで考えてみますと、ウニの加工場に勤務していたり、あるいは早朝、丁度コマイの刺し網時期で漁師の方が居なかったりと、そういうことが原因しているのかなと思っております。私は、うちの自治会内で前々日ですけれども、1件ずつ避難訓練に参加してくださいということで言って歩いたのですけれども、それでもこの資料から見ると31人しか出て居なかったというようなことで反省しているのですけれども、今後、もう少しこの辺も分析して広報等を通じて周知をしていただければと思っております。

それで次の2点目ですけれども、避難所毎の車での避難台数と参加人数、徒歩による避難参加者数はということでお聞きしておりますが、これについては、町長からの行政報告の10ページ、11ページにあります。車での避難で車の台数が何台あったのかというのは示されておられませんので、出来ましたら避難所毎に、車の台数が解ればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今の車の台数ですけれども、行政報告資料の10ページの避難場所別に順次上から説明をさせていただきたいと思っております。ふれあい交流保養センターゆうゆう車台数64台、湯沸下海岸高台16台、アゼチの岬駐車場33台、琵琶瀬展望台34台、渡散布前田宅側坂上8台、渡散布戸井宅側坂上8台、養老散布坂上22台、散布トンネル丸山コンテナ41台、散布トンネル頂上藻散布コンテナ32台、MO-TTO かぜて44台、浜中改善センター39台、茶内コミュニティセンター50台、茶内農業者トレーニングセンターは0台、姉別改善センターは37台でございます。合

計は428台です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義義春君） それと3点目に入りますが、大地震発生後21分で津波が到達する想定で訓練を致しましたけれども、それぞれの避難所毎の参加者については、想定時間内に避難されていたでしょうか。因みに私が参加した茶内コミュニティセンターですけれども、琵琶瀬川中地区の住民は15分～22分、仲の浜地区が13分～20分、新川地区が10分～18分という結果でございました。他の地域の最初に来た時間と最後の時間、21分以内に避難出来ていれば良いのですけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 質問にお答えいたします。今回の14カ所の避難場所での第一波津波到達時間21分以内では避難を完了しております。ですが時間的に一部で、自宅から避難施設までの到着時間茶内で1人が22分という方がおります。それと姉別で1人が28分という方がおりますが、何れにしても津波浸水域からは、時間に余裕を持って脱していると思いますので、訓練の目標は達しているとはっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義義春君） 4点目に入ります。ゆうゆ、茶内、浜中、姉別の避難所における受入体制はどうでしたでしょうか。避難者名簿の作成時の混雑を解消する手だてはないでしょうか。たまたま茶内コミュニティセンターに避難した訳ですけれども、茶内自治会の方々、消防署も含めて受入体制が非常に良かったです。スムーズに駐車場にも入れましたし誘導についても適切にやっていただきました。

ただ、避難者の名簿を作成する時ですけれども、玄関から入ってすぐにテーブルが並んで地区の表示も無かったものですから、皆が行くので混雑して中々前に進めないということで、やり方として出来るのであれば、どんどん中に入れて集会室の中にテーブルを地区毎に置いて避難者名簿を作成させると、そういった方がスムーズに流れるのではないのかと思いましたがけれども、その辺はどうでしょうか。他の地域の部分も含めてお知らせをいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 避難者名簿の作成時の混雑の解消ということですから

ども、今言われました入り口から入って直ぐに避難者名簿の作成の台があって、そこが混雑したということですが、今回の訓練も、まず一刻も早く逃げるということでありますので、駐車場での集合時間が重なってきているのが現状でございます。

ですから、若干時間的には十分逃げて来られた訳ですので、余裕を持っていただければ入口での混雑はないのかと思いますが、実際には今言われたとおり順番に列を作っている状況は確かに見受けられました。他の浜中、姉別では同じような受入をしてもらった訳ですが、特別混雑をしたというような報告は受けておりません。

ですが、本来ここで同じように避難して来まして入口から入って来ますと、記載するテーブルが2台しかないということで混雑は確かにあったとは思いますが、今言われましたようなアリーナなどといった方向に持って行くとか、後は入口が若干茶内コミュニティセンターの場合は広いですから、少し多くテーブルを出すとかという手法がありますので、この辺は、今後の避難名簿作成時に十分考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義義春君） 是非、そのようにして欲しいと思います。

先ほどの3点目に戻りたいのですが、避難時間の関係ですけれども、想定した21分前後で避難出来ている状況だというふうに思いますが、これも車の台数が、それぞれ例えば茶内コミュニティセンターであれば50台で参加者が67人ですね。これ参加率ももっと増えるということになると、車の台数が相当増えてくることになりますよね。この場合、多くの車両による避難の場合ですけれども、遅帯も考えられると思うのですけれども、21分以内に逃げられるかどうかという部分、その辺の部分をちょっと心配しているのですけれども、その対策というのはこれから話が出て、質問に入りますけれども、道道の複線化等によって解消されるというふうに思うのですけれども、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今の21分以内の考え方と複線化についてですが、現状は今回の21分以内の茶内のコミュニティセンターで言いますと、50台についてM Gロードを経由して茶内に入っていると思いますが、これについての車での混雑状況は確認されておりません。繋がっても7台から5台程度でしたので、特別な混雑は無かったと思います。

ですが今言われました様に、今後、訓練の参加率が上がるということについては、最終的に、私どもも今要望しておりますMGロードの複線化によっては、北海道の交通シミュレーションという結果に基づきまして、全ての車が安全な速度で21分以内の避難が出来るということですので、安全に間違いなく避難出来るという想定で考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義義春君） 5点目の質問になります。今回の避難訓練の内容については、大きく言いますと1つは避難をするということで、沿岸、海岸の地域住民3,623人に指定された14カ所の避難所での確に避難すること、それから避難者名簿を7カ所程作成するという事もありました。

それから2つ目は、避難者の対応ということで、茶内自治会、浜中市街の振興会、姉別地区連合会での受入対応訓練、茶内コミュニティセンター、浜中と姉別環境改善センターで炊き出しの訓練。

それから3つ目には、水門、陸港、樋管の閉鎖訓練。

それから4つ目は、情報伝達訓練。避難指示の発令として防災行政無線の活用、エリアメールの配信など。

5つ目が、訓練参加者の健康チェックということで、ゆうゆと茶内コミュニティセンターで実施をされております。それから午後からの防災後援会、これも含まれると思いますが、これら訓練全体を通しての成果や課題、反省点があればお聞かせいただきたいと思っております。

なお、先程1点目の質問で低率だった原因についても、広報等で周知するという事ですので、これらも併せて広報で周知をする考えがあるのかどうか。その辺もお聞きしたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 津波防災避難訓練の、町が今年度取り組もうとした内容について、順番をもって言われました、この検証についても最初に冒頭言いましたように、全ての検証はきれいには出来ておりません。出来たものからまず報告したいと思っておりますが、先ほど言いましたように、まず土曜日で殆どの方が休日だったと思っております。ですから期待したのは、まず参加率のアップの部分では、子ども達も家族一緒での避難が出来るだろうという想定がありました。実際には参加率が最終的には若干低かったの

かというようなことは考えております。

それと今後、実際に自治会さん等にも、まだまだ町の働きが少なかったと思いますので、各自治会さんには、もう少し参加率のアップの向上策を考えてみたいと思います。それと今言われましたように、避難所の受入体制については、昨年より少しきめ細やかにしまして、皆さんがやる三班体制の部分も詳細にタイムテーブル的なものを作りまして、これらも出来ましたので良かった部分とは思いますが、こういうものは今後も続けて行きたいと思います。

それと、今段階で出来る部分としては、7避難場所での地元自治会による避難者名簿の作成、これについては12日の会議の時から気持ち良く自治会長さんが受入れてくれましたので、これらも継続してやって行きたいと考えております。

それと先ほど言っていました、広報での周知の方法ですが、実際に今回2回のチラシを出しましたけれども、実際の部分では、まだ町民に確実に伝わっていないとすれば、更に広報の紙面の部分を使わせてもらうということも、十分考えて行きたいと思います。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後12時 1分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

川村議員。

○7番（川村義春君） 午前中に室長の方から、5点目の訓練全体を通しての成果や課題、反省点等について触れさせて述べていただきました。私が思うのに如何に危機感を持って避難していただくかが課題であると思っております。3.11の大地震以来3年経過している訳ですけれども、やはり年数が経ちますと、危機感が薄れてくるのかという感じを持っております。

今後、10月以降にまちづくり懇談会もありますので、地域と一緒に考え訓練に参加していただくよう、行政サイドから企業や加工場に対して働きかけをしていく必要があると思っておりますけれども、その辺の考え方をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） ご質問にありました地域との関わり合いの部分でござ

いますが、これが先ほど来、全てが整理出来ていないと申し上げましたが、この辺がかなり重要な部分と考えております。

ですから今後、機会がある毎に各自治会さん、町内会長さんも含めまして、この辺に参加に対する取り組みについては、しっかりと伝えて行動に取ってもらえるようなことで、今後とも取組んでいく考えでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 次の質問に移りたいと思います。危機感を持っていただくということが本当に大事だと思っておりますけれども、今現在、防災減災対策として、北海道に対しMG道路の四車線化や、別海厚岸線、それから霧多布岬線の三車線化を要望しておりますけれども、実現にはまだ数年先であろうと思う訳であります。

そこで、万が一の津波襲来に備えて、一方通行による避難訓練を実施すべく関係機関と踏み込んだ協議が必要だと思っておりますが、その辺の考え方についてお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） ただいまの踏み込んだ警察との協議の関係ですが、ご質問にお答えいたします。以前、平成24年の9月段階の話ですが、警察との協議をさせてもらった経緯がございます。その時には、やはり単時間であっても訓練とあれども、交通法規を遵守してくださいということで、回答的には出来ませんという運びでございました。今回の避難訓練においても、今言われましたように警察の協議は行っておりませんでした。これは今回の霧多布駐在所の方々が、それなりの交通安全の為に旧3の通りと道道の交点とか、湯沸山の上とかに配置になると言うことを聞いておりましたが、深くその辺の協議をすることもなく進めさせてもらいました。

正直に言いまして、その後、今言われました道道の四車線化、実は建設管理部と厚岸警察署と当町の合同の会議が、この道道津波避難道に係る合同会議を、今連絡調整を取っております。会議日程が6月の下旬に設定で調整中ですが、その6日に厚岸警察の担当者とお話する機会がありまして、この辺についても、お話をさせていただきました。ですが24年度にお話のあった当時の内容と大差なくやはり訓練であってもMG、暮帰別、榊町方面に関しての、一方通行化については、やはり交通法規を守っていただきたいということで、特別進展した回答はございませんでしたが、何れにしても今後、何度もこのような道道の津波避難道に関する合同会議等もありますので、それらを通して、どういうことをすればどうだなど例を利用しまして、町も情報を得まして、これについ

ては何度も協議をさせていただいて行こうと考えております。この事が進まない、その他に今後消防団員さんに協力してもらおうとか、そういったことに進展しませんので、この辺は粘り強く避難訓練時の一方通行化に向けての協議も進めて行きたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） この事については、5月12日に自治会連合会の事前の打ち合わせ会議があった時も、一方通行のことについては相当議論されましたよね。それで私が思うには、普段から一方通行の訓練をしていないと、いざという時に交通事故が逆に起きるのではないかと、そういうことが考えられるので、その辺をきっちりやり切るといいますか、そういう協議をこれからしていくという話ですけれども、どんどんしてほしいと思います。

例えば、茶内の方と話したのですけれども、浜中の消防団がありますよね。あるいは自治会の方々がいますけれども、津波襲来の想定時間が21分ですから、若干延ばしても30分間を霧多布方面に向かう車線を止めると、そうすると21分の想定ですから先ほど聞いたら22分なり28分で避難出来ているという話ですから、車の台数がいざという時はもっと増えるから、もう少し時間がかかるかも分かりませんが、少なくとも訓練の時は30分止めれば充分車での避難はしきれるのではないかと。それは茶内自治会なり消防の方々に一定区間で止めてもらおうと。それで上り車線だけにすることで対応出来るんじゃないかと思うのです。霧多布山についても、やはり横から入るというのは中々入って行けないと、やはり一の通り道道を中心に走ってきた人のところに、車が入っていくというのは中々割り込めないという話ですから、これが一方通行であれば、ルールを決めれば右側通行も入っていけると、非常に合理的だと思うのですけれども、そういう方向も含めて是非、引き続きやっていくというのですけれども、再度その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今後の展開でございますが、今言われましたようなことを、要は町がそういったものを提案提示しまして、今後やっていきたいと思っております。今は浜中町で駐在されている方は厚岸警察署4名ですが、実際に今考えていますルートには、確かに横から入るような町道なりがありますので、そういった意味でかなり交通ルールの部分が言われております。確かに避難の時には、そういった状況が発生す

るかもしれませんが、今言われたような例を沢山提示しまして、こういうパターンはどうだろうかとか、こういう時はどうだろうかとか、こういう協力もあるんですというようなことも踏まえて、これからの協議のまず材料としまして、町も充分状況も把握しながら、シビアに協議の体制を作りたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 避難訓練の総体の話になるかも知れませんが、この訓練、私も今回土曜日ということで相当期待していた一人でもあります。子ども達含めて、どのくらい参加するんだろうという期待感を込めて進めましたけれども、結果的には本当に少なかったと思っていますところでは。

今回の避難率、参加者の20%ということで、茶内のコミュニティセンターに50台ですよね。これは40%だと100台になる訳です単純に言ったら。50%来なかったら本当に避難する時の課題というのは何も分からないのです。今は順調にやっていますよというのは20%だから順調で、50%になってきた時に駐車場は間に合うのかと。今度はトレーニングセンターに持って行くということも含めて、課題として避難者の参加率が上がって初めて対策課題が出てくると。そして解決に向けていこうというのが本来の筋だと。

だから最初に言えるのは、しっかり避難者を多くして行く事を含めて、参加率を上げるということが一番大きいことだと思っています。それと今言われていました、一方通行の話でありますけれども、今回MGロードどれだけ詰まったかと言ったら、7台ぐらいが一行に来たくらいで、後は一方通行にして、もし二つに分けてやったとしても50台では何も出来ないのです。ですから、やっぱり多くするというのもそうですけれども、基本的にはそのことを含めて、しっかり警察も含めてやっていくとすれば、本来であれば渋滞して困ったという、避難訓練があつて初めて訓練でも活かされるのではないのかと思っています。だからと言って増えなかったら何も出来ないのかというふうにはなりませんけれども、この事は、一生懸命運動はしますけれども、まず一番の今回の訓練の課題というのは参加率が低かった、それを如何に上げるかということで、これからはさっき言いましたが、事業所の関係も当然あるのかも分かりません。学校の事もあるかも知れませんが、このことを含めて参加率を上げる対策をしていきたいと。そうすると色々な課題に向けて対応が出来るのではないかと考えています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今、町長から参加率を上げる対策をしていきたいという答えが返ってきました。それに尽きるだろうと思いますけれども、では実際、参加率を上げる為にはどうするか。先ほど言ったように危機感を持ってもらうだとか、そういうことが考えられますので、是非、この辺は色んな手段を使って対応をしていただきたいと思えます。

それからもう1点、平地に住む町民の命を緊急避難的に守る避難タワーの建設計画についてでありますけれども、総合計画の実施計画ローリング作業後、何年次に計画されているのか伺いたしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 災害対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 避難タワーのローリングの建設年次についてでございますが、お答え致します。総合計画のローリング後、来年度に津波避難タワー基本設計ということで計画をしております。27年度です。

そして、この中でMGロード等の複線化へ防潮堤の嵩上げ等のことも、今計画が出てきておりますので、これらを基本調査設計の中で含めたもので内容をやろうと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 27年度に基本調査設計を、他の部分も含めてということで理解したのですけれども、そういうことで良いのですか。防潮堤の嵩上げとかも含めて、全体的な調査設計をするということで良かったでしょうか。もう一度お聞きします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 内容的には津波避難タワー建設調査設計ということで、やらせていただくという計画で考えております。今、言われました道道のMGロード、別海厚岸線とかの四車線化、三車線化というのが、27年度に概略設計というようなことで北海道の方が動き出しております。それと防潮堤ですが、これについてもレベル1の考え方から間もなく、嵩上げの数値等も提示されるようなことになっておりますが、防潮堤に関しても、基本調査が来年度から着手するような状況になっております。

これらの部分も計画が出てきますので、これらを見込みまして、タワー建設の基本調査設計の中で内容はかなりシビアに整理しまして、地元の方々とも琵琶瀬親睦から新川、暮帰別地区までの地域を含めまして、基本の部分をやりたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 解りました。それで今回、総合計画のローリングが終わったということで3番議員さんもそういう話をされていまして、もう既に終わっていると思うのですが、本町の総合計画については、本町の最上位計画でありまして、それを補完する意味で実施計画表があると、実施計画書については、今まで実施出来なかったことの先送り、あるいは後年度計画だったものの前倒しでやった分、あるいは追加した分を整理してローリング作業をされているとっております。

そして、それらを調整しながら、より実効性の高い計画とするように、その為のローリング作業が行われたと理解しております。そこでローリング後の実施化計画書については行政資料でありますけれども、これを議員配布について出来ると聞いていますので、その辺、確認をさせていただきたいと思いますが、如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただいまご質問のありました、実施計画でございますけれども、これにつきましては、今年の3月に既にローリング後の実施計画書というのは策定しておりますので、ご要望があればお配りしたいとっております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） ありがとうございます。次の質問に移らせていただきます。

下水道の水洗化率向上対策について伺います。町政執行方針の中で、快適な生活環境の創出のため水洗化率向上に努めると言われております。執行方針の中での1月末現在の水洗化率は76.1%と高い水洗化率であります。これについては、下水道と浄化槽を含めた全体の水洗化率でありますから、下水道だけでいくと80%を超えているのかと思っております。それでもやはり環境に配慮して、この水洗化率を向上したいという町長の考え方です。それで如何に高めるかということの話ですけれども、下水道法の定めによりますと、処理区域内の受益者、要するに排水設備設置義務者については、3年以内に下水道への接続が義務づけられております。罰則規定がない為に接続していない家庭も見受けられます。

特に琵琶瀬地区、榊町地区によっては供用開始戸数が60%を切るという実態も見受けられますので、このままの状態では敷地内の生活環境や自然環境の悪化を招くことも予想されることから、何らかの支援によって下水道の普及率を向上させる手ではないか伺いたいと思います。

例えば考えられることとしては、まず排水設備、水洗トイレの新設に向けて個別訪問、これは今までされているのかどうか解りませんが、この強化を図ること。

それから2つ目には、3年以内の施工であれば補助金が出る訳ですけれども、3年も経ってしまったところについては、水洗化等の改造工事貸付金、これについても供用開始の日から3年以内という枠がありますけれども、この部分はこの条件を取り外して、3年後でも貸付金については使えるよという形にすれば、その担当者も普及の為に地域に入って行きやすくなるのではないかという考え方を持っていますので、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） ご質問にお答えします。町全体の浄化槽を併せた水洗化率は議員言われたとおり1月末現在で76.1%、3月末現在の下水道の水洗化率は81.1%であります。現在、共用開始戸数が60%を切っている地区一地区ございます。浜中市街は2年目、3年目の継続地区であります。今後、水洗化率を進められる浜中市街地区においては、水洗化が進められているところであります。今後、21年度供用開始地区先の浜中市街地区については、普及活動に力を入れたいと考えております。

そして、その他の地区においても、水洗化率向上のため意向調査を行い、今後検討して参りたいと考えております。条件緩和につきましては、現在、議員おっしゃられたとおり個別訪問は今までやっておりませんでした。今後において、その強化を図るという事で意向調査ということを行いたい。意向調査に則って意向調査で初めて地域の実情等を把握しまして、常に議員言われた貸付、改造等資金貸付の利子補給も視野に入ってくると考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 下水道法をちょっと読ませていただきますけれども、水洗便所への改造義務等ということで、11条の三に下水道処理を開始すべき日から3年以内に、その便所あるいは水洗便所を改造しなければならないという事になっています。その第3号に公共下水道管理者は違反している者に対し相当の期間を定めて、当該汲取り便所を水洗便所に改造することを命ずることができるとなっております。但し書きがありまして、この但し書きに罰則規定がないということになるのですが、当該建築物が近く除去され、または移転される予定のものである場合、あるいは水洗便所の改善に必要な資金の調達が困難な事情がある場合、相当の理由があると認める場合は、この限りでは

ないということで、強制的に義務付けが緩和されていると。但し、市町村は改造しようとするものに対して必要な資金の融通、またはその斡旋支援に努めると、援助に努めるということになっていまして、それが3年以内という条件を付して補助金を出したり、貸付金制度を設けたりしていることだと思います。

そんなことで浜中町としては、やれる限りの手だてをしている訳ですけども、第一次産業を生計の柱にしている浜中町ですから、環境重視のまちづくりを進める意味では、やはり水洗化率を高めるというのが必要なことだと思っておりますので、是非、意向調査をするという話もありますが、この水洗化改造工事の貸付金、これは利子補給をしても、そんなに高い一般財源を持ち出す訳ではないです。今までも町の補助金の関係についても、一般財源で助成している訳ですから、そんなに大きな負担にはならないのではないかと私は思うのです。

是非これは、担当者が今個別訪問をしていなかったという話も聞いていますから、この貸付金制度の3年以内という枠を取ることによって、今まで付けていなかった、これは全ての家庭ということではなくて、例えばお年寄り世帯を除いて、後継者が居てこれからまだ経済的にも余裕があると認められるような世帯を中心に訪問して、普及を図っていくというようなことを是非やっていただきたいと。その為には、やはり手土産が必要だと思うので、その手土産として貸付金制度を延長しましたと、枠を取りましたということが現地に入る意向を調査する担当職員も有利に働くんじゃないかと、このように思いますので、その辺の考え方をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 下水道の普及ということに関しましては面整備も終わり、実質これから普及に力を注ぐという時期に入ってきております。普及率が81.1%と結構高率ではございますが、それを100%に近づけたい、それは当然のことながら原課の考えるところであります。その中でまず、確かに金額的には補助の資金貸付への利子負担ですか、利子補給その分は金額的には少ないかも知れないですけども、まず実際に地元に入らせていただきたい。その中で金額的な負担も必要だと、そういう意味合いで聞き取りをして、その中にはそういう意見もあったと、その中で手立てとして議員が言われたとおり手土産ではないですけども、そういうものを考えて行けるような3年という縛りもございますので、その中で3年経って、それ以降設備を付けられなかったところに対して、まず移行調査をさせてもらい、それで経済的に厳しいものであれば、

利子補給そういう形のものを考えて行きたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 前向きなご答弁をいただきました。最後の質問になるのか答弁次第で解りませんが、管内における下水道普及率向上対策としての支援策で、まるっきり補助金も出していない、貸付金制度も出していないというところもあるし、未だに3年経っても貸付金制度は残っているという所も多分あると思うんです。その町村をちょっと教えていただけませんか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 町村ということではなくて、管内で貸付資金に期限を設けていないところは1団体、他の町村は原則3年という形の条例になってございます。これは貸付資金に関することです。それと補助金はやはり管内3年という形で期限を切ってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 貸付金の制度、これを1団体やっているという町村があるようです。それで他の町村は原則3年で、やっぱり下水道法の趣旨に基づいて、3年ということに止まっているようですけれども、やはり普及率を高めるということから言えば、是非この部分だけでも全てではなくて、やはり漁業後継者が居てまだ繋いでいない、あるいはUターンで戻ってきてトイレの改造をしたいのだけれども、改造する資金が無いと、そういう時に一時的に借りられるということは非常に強いんですね。

これは資料で見ますと、大地みらい信用金庫でも扱っているし、漁業協同組合、農協でも扱っている、そしてトイレ改造と排水設備を同時に行う場合については1カ所当たりの改造費が約60万円以内ということで、改造費も大体工事費も60万円くらいですね。ですから充分これを36ヵ月以内の無利子で償還してもらうというのは、相当有利な良い制度なので、これを3年の枠を規則改正ですから町長の判断で出来る話ですので、その辺の考え方、前向きに是非やって欲しいのですが、町長の考え方をお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えします。最初にしっかり啓蒙普及というか戸別訪問をしてやらせて欲しいと原課から今回この質問があった時に出てきました。それで、しっかり出来るのかと確認をしまして、やりますということですから、まず調査をしっかりやる

ということは啓蒙普及もやるのです。その中で、しっかりもし仮に利子補給があれば出来ますか、ということも含めて調査するということにしていきたいと。これで順調に行けば何件、そんな希望があって、そして幾ら予算化すれば良いかという計算もされて初めて出来ると思うのです。それで、そのための調査をこれからやっていきたいという考え方でいます。

それと3年という形で言っていますけれども、他の多くの町村はその規則に特に町長が認めるものということできっつけているんですね。無くしている訳ではないのです。3年というのは、ひとつの決まりで付けていますから、もしやるとすれば今そのことが足りないだけです。今までやってきた人達は、3年でちゃんとやってきている訳ですから、それを超えてやるということですから、何らかの理由があって出来なかったということも含めて、そういうふうになってくるのかなと考えます。

ですから、これからはしやるとすれば、その規則含めて項目を入れることが出来るかと思って、そんなことからすると出来るのであれば希望ですけれども、しっかり調査をやって12月には規則の改正が終わって、3月には予算を付けるというのが一番ベターなのかと思っていますけれども、そんなことを含めて原課としては、積極的にやりたいという意向でありますので、そこは意をくんでもらいたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 政府は5月14日規制改革会議の農業改革の提言骨子案これを公表いたしました。この主な内容については、3つの改革が出されています。農業委員会の公選制の廃止、2つ目は株式会社の農地所有の自由化、それから3つ目に、農協組織の事実上の解体等が挙げられています。農業者や関係団体組織、農業研究者、消費者など各界から厳しい批判が巻き起こっております。

農業委員会の全国組織、全国農業会議所の会長見解は地域の信頼の下で頑張っている農業委員の気持ちを削ぐ理解しがたい内容だと批判をしております。また農業関係の研究者からは戦後自作農体制の終焉であり、農村崩壊の暴挙だと痛烈な批判を寄せています。

また、国際的な批判もまた農協に対する激励、日本の農業守ってほしいという点で寄せられているところが数多く出ています。インドもそうですし他のところの組織も日本の農業協同組合の内容は世界に誇る、また世界の模範になる活動をしていると、これを無くしてはならないという点で大いに支援をすると、どんなことがあっても支えていく

ということが報道されている状況であります。

そこで質問に入りたいと思うのですが、こういう状況の中で日本の酪農、これは戦後紆余曲折を経ながらも急成長を果たしてきた分野であります。T P P 協定参加や今回の農業改革、この案は中山間地域農業の崩壊に繋がる大暴走だというふうに、怒りの声が納まらない状況が各地に起きております。酪農を抱える本町としてT P P 参加と相まって、今回の農業改革提言案は計り知れない影響が予想されると思います。その点について、以下質問をしていきたいと思っております。ひとつは4月1日に発足した農地中間管理事業、これは農業委員会の関与これを弱める農地に関する権限を機構や市町村に移行していくことを明確にしております。条件を満たせば、企業の農地保有を容認する緩和策も盛り込まれております。企業の農地所有の道を開くものとなっております。到底容認できないものとの声が出ております。本町の農業委員会の活動と役割についてどのように認識し、今後どのように対応していくか考えをお聞かせください。これは農業委員会の選任について、知事が町長に委任をすると権限を市町村の長に任せるという事が、改革案では提示されております。そういう点で本町の町長として、どういう考えをされているか。まずお答えをお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今ご質問にありました農業委員会の活動と役割ということで、まず、どのように認識しているかということから説明させていただきたいと思っております。

農業委員会は農業委員会等の法律、これで包括されておまして広く農民のために、農業経営の合理化あるいは農業生産力の発展、こういったものを達成する為の機関として設置されているということでもあります。当然、その中に農用地の利用権の設定ですとか、促進、実施あるいは農民の立場から国、地方公共団体に積極的な働き掛け等を行っているという行政機関ということになります。

また活動業務の関係になりますけれども、ここの部分につきましては、法令に基づく業務、農地法に定められた規定の業務、農地法や酪農経営基盤強化法、色々な関連法令に及んでおります。

また、農業委員会の専属的権限として処理する業務こういった形ではないですが、農業者の関係に対して権利の制限をしたり、業務を科すような法令拘束力こういったものを地域農業の振興を計る上で、農用地の権利関係など農地行政の関係の農業委員会の活動として極めて重要な部分を補っていると思っております。質問の中にもありました新

たな改革会議の中では、そういった部分を新聞等で報道されておりますが、そういった公選制の改正という部分で触れているという所は、現在、色んな情報の方でお聞きしておりますけれども、今、推移を注視して行かなければならないのかと、選任制の部分こういった農業委員の関係につきましては、注視していく段階にあるのかと認識しております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 要するに農業委員会の現在の公選制、これを廃止するということが出されて自民党の中でも色々論議されて、今日の新聞か何かに、これは骨子のとおりにするということになっていますね。そうなりますと、今言ったように市町村の長に任命すると権限を移譲すると。そうしますと農業委員会の公選制を廃止させるとなれば、農業委員会が今まで果たしてきた役割が、根こそぎ実施されなくなるというのが危惧されるというのは、これは研究者の誰もが言っているし、実際に農業委員会でやっている会長さんの話を聞いても、これは大変なことだということでは言われている訳です。

これは農業委員会というのは、一番その地域の農地のことは解るのです。そういう組織だと思うのです。浜中町でも今回、広報に非常に詳しく1年間ずっと農業委員会の報告が出ています。そういう点で、皆さんが信頼できるそういう組織として存在しているということですね。これがなくなれば、あるいは機能が削がればどういうことになるかというのは、はっきりするんじゃないかと思うのです。公選制を廃止するというのは、これは独立行政委員会である農業委員会、あるいは教育委員会もそうだと思うのですが、その権限を調節されるものではないかと。農業委員会は前回意見書、建議書を町に提出していますし、全国の農業委員会でも行政に対して意見書、建議書を出していると。それが出来なくなるという事態にならざるを得ないんじゃないかと思いますが、そういう危惧はありませんか。考えておりませんか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今議員言われましたように、農業委員会各地域から選出されている農業委員さんの今までの農地の行政、地域として農地の在り方、農地の使い方、農地の状態そういったものが1番良く解っておられる方々が選出されて、農業委員になられて色々な今日までの農地行政担ってきた訳であります。

今回の規制改革会議で出されている農業委員の公選制の廃止、あるいは市町の任命性という部分につきましては、広くこの部分についても農業委員会に関係する法律で、

今報道の中では色々な方向性という部分までは出て来ているようですが、この部分については、農業委員会に関係する法律の改正のところは色々今後、制度内容の部分が反映されてくるのかという認識ではおりますが、ただ後段の方で議員おっしゃられました建議書ですとか、そういった部分を含めて、農業委員会の権限といいますか、そういったことを提言する基準となる農業委員会の制度改正がどのようになっていくか、この辺で農業委員会の今後のあり方というものが、改めて示されてくるのではないかと考えております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 見守っていくという点では、遅すぎると私は思うのです。町長にお聞きします。町長が任命によって町長に責任を持たされるということになった場合に、町長はどう対処するつもりですか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今現在、対処することまで考えていません。今盛んにやられているというのは、私も当然、農地法をしっかりと守れるのは農業委員会だと思っています。

そして、地権者その耕作者を含めて守るということと、よっては最後に日本国民の食糧をしっかりと安定確保するという農地法の部分がありますから、農地法を守るということの農業委員会を、そうなっては困ると思っています。どうするかなんていうことは私の立場では今考えていません。ただ、今しっかりと反対していくしかないと思っています。言葉上ではそういうふうに思っています。何を考えているかという質疑に対してのお答えです。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと、今の段階では見守りながら反対していくという考え方ですか。そういう答弁ですか。決まるまで待つということですか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 決して見守るという言葉じゃないと思います。私はまだ見守るという言葉は使っていませんけれども、どのような行動をとれば良いかということも含めて、言われるとおり、ちょっと時期的には本当に遅いかも分かりません。その改革案が出されて、現在自民党で議論されて来ています。その状況からすると農業委員会の部分については、議員言われたとおり余り良い方向には進んでいません、実際に自民党案でも。

ですから、農協の関係と農業生産法人と農業委員会となっていますけれども、農協の

関係については、玉虫色の方にちょっと移っていますけれども、農業生産法人と特に農業委員会については、最初の案と、それから自民党案これが折り合いをつかせてひとつにまとめるとなっていますけれども、折り合いを付けると言っても、良くないもの同士で折り合いを付けるという状況になるのかと、このままで行けばそう思っているところでもあります。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 農業委員会だけに集中出来ない訳で、この他にも色々あるのでその事も含めながら考え方を聞いていきたいと思うのですが、もうひとつは農業協同組合に対する骨子では見直しをするという事が出されています。そして自民党の案でも大まかに、その方向で推移していきだろと色々な新聞を読んでいると、そういうふう感じざるを得ない、大きく変わったところは殆どないんじゃないかと、今町長がおっしゃったようにまさに玉虫色、どうにでも解釈できるそういう内容だと思うのですが、だけども変わらないところは、この全農の株式会社化だとか全中の廃止だとか、そういう点はかなり明確に出しているという事が特徴だと思います。

これは各会それから学者辺りからも、系統組織の解体即ち総合農協という日本の農協運動の大きな特徴を壊す暴挙だというふうに言っているんです。これは今まで農業協同組合は独禁法の除外になっていたと。今度は改定見直しによって、この独禁法の解除を無くすというふうに言われているのですが、このことについて、どういうふうにお受けになりますか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今おっしゃられました農協の規制改革会議で出されている色々な面、全中の中央会の廃止の関係、それからJA全農の株式会社化、それともうひとつは準組合員の利用の制限等、そういった部分での規制改革会議での提言に出された部分です。

先ほど、町長が申し上げていましたが、若干玉虫色になったという部分、中央会制度の法律を残しながら5年間を目途に、そういった形のを今後、自ら組織改革を含めての改革を進めて行ってはどうかと、直近の報道の中では、そういったことも報道されているというようなことで伺っているところです。

それで今言われた農業協同組合の在り方、これにつきましてはホクレンですとか、そういう傘下に、当然、各地域の農業協同組合等含まれておりますけれども、今までや

られてこられた共同の販売、共同の購入こういったところが今回の規制改革会議で示されたところでは、いわゆる独禁法に触れてくるのではないかというようなことで、出されていると押さえております。この部分につきましては広く道内、この道東地区、特に酪農地域。生乳生産ホクレンに一括集荷という形を取っておりますので、そういった部分におきましては、この改革の部分というのが、まだ報道の段階ではありますけれども、それがそのまま行くということになると、少なからず大きな影響になってくるという認識ではおります。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 農業組合法を御存じだと思うんです。1947年ですか農業組合法ができた、その中で今言った独禁法の適用除外というのが出来たと。それは農業組合が小規模な当時は地主が居りましたから、日本が占領されてGHQが地主制度を廃止した。小作人に土地を分け与えるということが起きたのです。だから極めて零細な農業だったと。これをしっかり支える為に農業協同組合が設立されたという経緯です。

それには、その人たちの経営や出来た農産物を共同で販売すると、そして農家の資材だとか、そういうものを共同購入するという事で、農家の営農を助けると生活を守っていくんだと資金の援助を出来るようにするという事で、この独禁法の適用除外というのが作られた訳です。それを今邪魔になってきたから、これを外すということになれば、共同販売、共同出荷こういうことも出来なくなる。更に上部組織、指導機関だとかそういうところも無くしてと、これは何のことはない農協が今までしっかりと農家の経営を支えてきた、そこを取っ払って大きな企業の儲けのところに持っていくと、いうふうになっているんだということが大体言われているところですね。

だから、TPPの参加の問題とこの農協、農業の改革問題はセットになって、今進んでいると思うのです。そういう点では農協の存在、協同組合の存在、これはしっかりと守っていく必要があるんだというのは世界的な方向なんですね。さっきどの国だという点を中々思い出せなくて、今解ったのですが韓国、台湾、モンゴル、インド、こういう所と、それからICAというのがあるのですが、国際共同組合同盟というのがあるんですね。10億人くらいの組織だというのですが、ここが声明を発表しているんです。頑張ってくれという声明、こういう所がしっかりと応援するから頑張ってくださいというエールを送っているということです。それほど国際的に、この問題は起きている現象だと、関心がある問題だと思うのです。

そういう面で、今独禁法の除外の問題がありお答えになりましたけれども、そういう面でも営農を守っていく点では、これはそこを適用除外にしなければ、継続しなければ駄目だということは、はっきりすると思います。

もうひとつ全農の株式会社化だとか、あるいは単位農協の事業から信用事業、それから共済事業、これを取り上げて委託業務にしていくというようなことも挙げられているのです。こうなりますと手足もがれる訳ですね。やっぱり農協の組織というのは組合員ではなくて、例えば中山間地域に居る住民の方々も準組合員として参画されているそういう状況だと。この準組合員の比率を低めるということも載っていると、例えば北海道では、正組合は6万9,000人、ところが準組合これは26万5,000人です。全国ではどうかというと、正組合員全国では458万6,000人、準組合員は482万人ということです。半分以上を占めているということです。この人達が農村部で、あるいは中山間地域でしっかりと農協の恩恵を被っている訳です。

例えば、高齢者のサロンを開いたり色んなことがされておりまして。見回りをしたり、購買の買いもの手助けをすとか、あるいは貯金をおろすとか、あるいは入れるとか色んなことが出来る訳であります。そういう本当に生活に欠かせない存在だとして、今農協は脚光を浴びている訳ですね。それを潰す、あるいは壊すという事は絶対にやってはならないことだと皆言っている訳です。こんな便利なものはないんだと。ちょっと上げすぎかも知れませんが、そういう状況がやっぱり全国にある訳です。ここが持っている何かの形で風穴を開けられますと一気に崩れ去るということ、そして中山間地の農業というのは、崩壊をされると言われているんです。そういう面では、何故こんなに急ぐんだと、大体7月の初め頃に結論を出して突き進むというのでしょうか。こんな大事なことをそんな短期間でやっていいのかどうなのか。一体何を考えているんだと言われているのが今の現状です。

これは多分、自民党の中でも色々議論されていると、しかし残念ながら今回出た最終報告的な内容は、これからも若干するけれども、後は何日もないのですよ、7月までは。そんな短期間で解決できる問題ではないんじゃないかと思えますけれども、しっかりと今までの状況を検証しながら、ある程度時間を掛けて合意を得ながら進んで行くというのが、私はやるべき態度ではないかと、余りにも拙速すぎるのでないかというのが皆の意見ではないかと思えますけれども、どうその点は捉えておりますか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今議員おっしゃられたように、これまでも農協は特に地域の住民の方々にも色んな、例えば金融関係ですとか保険ですとか、そういったところでは重要な役割、特に中山間地域、他に取って替わるところがないという地域にとっては、非常に重要な役割を担っているということは当然のことです。いずれ言われたような、そういった地域含めて道内、当町においてもそうですけれども、そういった農協の役割というものが今後続いていくように、そういった形になって行くべきかとは思いますが、何れにしても答申まで、これから議論されて7月の段階で一定の結論とおっしゃられましたけれども、今回、直近の中で報道されている中では、JAグループ自らの改革を持ちながら、その辺の地域的な課題ですとか、そういったところを整理しながら5年間くらいという報道の中では、そういう話をされていますので、ある程度の期間を持ちながら、そういった地域における課題ですとか、廃止になった時の弊害も含めて、今後更に議論されていくのではないかと考えているところです。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） もう1つは農地の問題に絡むのですけれども、今農地の改革をするということで、なるべく農地の所有を農外企業に所有させるという動きも盛んに行われます。これは農地法が出来てからずっと言い続けられてきた、そういう内容ですね。その農地法を変えようとする委員の中に、財界の企業の代表があるいはコンビニの代表が多く入っているというのが今回明らかになった。ローソンの会長もそうですし、丸紅、伊藤忠、こういうところもどんどん入ってきていると、そういう面ではやっぱり日本の農地を儲けの対象として、何とかして手に入れるという事が進行しているのではないかと。それもTPP参加と機をいつにして要するに農業を儲けの対象として今動き始めると、あるいは今までずっとそれを狙ってきた、言葉は悪いですけども、そういう動きが鮮明になっている。その邪魔な部分というのは何か、それは農業委員会であり、農協いわゆる協同組合組織であるということですね。

そうしますと、やっぱりハードルを低くする為に、どういうことを今提案の骨子で言っているかという、ハードルを低める為に、企業が参入しやすいようなものにしていくという事で、農業の企業参入に必要な条件をどんどん緩和している。それが農業法人のハードルを低くするという形になって、今提案されている内容。そのハードルを低くする内容について、どういうふうに捉えられていますか。どういうことをやろうとしていると思いますか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今おっしゃられた、最終的には農地を今後どういうふうに使っていくかという部分にかかわってくると思いますけれども、例えば、大手資本が俗に言う介入というのでしょうか参入してきて、その農地を利用するということに対して、今の大手企業の緩和策はどのようなものかということになりますけれども、ひとつとしては、まず農地を保有できるかといいますか、農地の構成員として今までは構成比率として4分の1まで以上が制限されて、4分の1以内で出資比率かといいますか、そういったものを確保するというので、これまでされてきたものが、それを50%未満という形で出資比率を限りなく過半に近いような状態で参入する企業、資本そういったところの意見が多く反映されるような形、農地の利用方法についてもそうでしょうし、そういった形で反映させるというようなことのまず緩和策、それから実際には農地農業に携わる人員、こういったものを今までは複数名、過半数以上、そして実際に農業に従事しているのは、更にその過半数が従事して居なければならないという、農業法人として農業に従事する人員、これが今まで規定されていますけれども、その規定を1名でも農業法人で農業携わっていればよしとするというようなことで、農業法人として参入する要件、そういったことで規制が緩和されるというふうには、報道情報の中で承知しております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そのとおりだと思います。本当に巧みにかなり反対は強くても日本の今まである農業基盤にドリルで穴を開けるんだと、岩盤に穴を開けるんだと、風通しを良くするんだと、農業分野で一番金儲けができる国にするんだということを豪語している訳ですね。これがTPPと結び付いていっているところに非常に大きな怖さを感じる訳です。

私達は食によって命が保たれて、そして自給自足できる国を目指しているというのが、一貫した戦後の農政の基本だったと理解しているのです。私40年に、この地に来ましたけれども40年といいますと、農業基本法が盛んに言われて増産、特に酪農で大いに伸ばさなければ駄目だという事で、どんどん伸びて規模拡大されてきた。

しかし現在、今振り返ってみると深刻な事態が進行しているのではないかと思うのです。今現在の、浜中町の酪農の実態どう把握されているか、お答え願いたいと思うのですが、担い手の不足の間建議書が出たのですけれども、その内容を見ても深刻な問題として取り上げられている。農業生産も、生乳生産も、この3年間前年は下回ってきて

いると、その要因は何かという記事も新聞紙上にも載ってきています。もちろん資材が高くなったとか色々の要素があります。

しかし、大きな問題としては離農が止まらないと、歯止めが掛からないと言われている状況があります。年齢構成を見た場合に、どういう年齢構成になっているかと、これは全国的な動きですが、構成率を見ますと40歳以下が2%、40歳から45歳が3%、46歳から50歳が5%、51歳から55歳が10%、56歳から60歳が15%、61歳から65歳が20%、66歳から70歳が14%、70歳以上が31%、71歳以上ですね。これで66歳以上というのは45%になるのです。

こういう実態が全国で起きている現象です。これは農水省が調べた2012年の数字ですけれども、中山間の集落協定参加者の数としておさえている内容です。浜中ではどういうふうになっていますか。この数字が解りますか。解ればお答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 中山間集落、当町の場合は4集落中山間として協定に参加しております。参加者4集落合わせまして、217人が協定の参加者ということになりまして年齢構成の方ですが、調べたところによりますと、人数で申し上げますが20代が1名、30代が32名、40代が50名、50代が77名、60代が49名、それで70代以上ということで括りましたけれども、それが8名というような年齢構成と申しますか、年齢の内訳となって併せて217名となっております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） これを見ても、例えば60歳から70歳であれば50数名になる訳ですね。これが10年経てばもっと増えていくということになるだろうし、後継者が居なければ、後を継いで行くところがどんどん減っていくということになって、やっぱりこの構成をしっかりと変えないと、担い手をしっかりと変えないと行けないということになる訳です課題は。

今回、総務経済常任委員会で内地の視察、婚活の問題で行ってきました。後で総経委員会としての総括はされますけれども、私の感じた印象ですけれども、これは全国的に同じ傾向にあると思わざるを得ない。そして一生懸命担い手を探す為に、結婚の相手を見つけないということに各町村が汲々としていると、しかし残念ながら中々進まない、イベントを色々開くけれども年間一組、二組くらいのものだと。農村だとか漁村に限らず

働いている人達ここにも後継者といますか、結婚をする若者が少ないという現象を目の当たりにしてきました。

これは、やはり私は個々の努力だけでは解決しない大きな政治問題だと思います。ここを変えない限り、しっかりとそこに国の手が伸びない限り中々進まないんじゃないかと思います。その背景は何かということをやっぱり見ていく必要があると思うのです。こういう構成になったのは、農業を継ぎたくないものがやっぱりあるのではないかと、これは労働時間を比べたらどうかということで、他産業と比べたら農業の場合働いていると年間3100時間ぐらいになりますか。今、平均で目標にしているのは1800時間ぐらいでしょう。3100時間と言ったら相当な開きがありますよね。それだけ特に酪農であれば生き物を相手にするところですよ。そこに必要な手を打つという事が今求められているのではないかと思います。それで歯止めがかからない離農、これが進んできています。これはどこを見てもそういうことですが、釧根の酪農の状態についても2012年度の数字ですが、根室と釧路で47戸の1年間での離農。3年間歯止めが掛かっていないと。そしてこの3年間生乳生産は前年度をどんどん下回っている。この裏には何かあるかということですが、その点どう見ておられますか。

浜中町でも、同じような現象があるんじゃないかと思いますが、色んな要因があります。サイレージが悪かったとか暑かったとか、色々と要因がありますけれども、総じてそういう傾向にあるという背景は、もっと大きなところに問題があると思いますが、その点ではどう受け止めておられますか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今言われた、離農の総体的な背景こういったものも、最終的には生乳の生産量の減少に繋がっているというお話ですけれども、一昨年、JAの北海道中央会の方で離農に関するアンケートということで、離農された方に調査をされたという資料が手元にありますので、その中で、総体的に何故離農の歯止めが掛からないかという総論的な部分の話が出ていましてので、全道、当町にも当てはまる部分ありますけれども、その中であったのが、後継者が居ながらにして離農をせざるを得なかったという事、これに関してどういうことがあるかという、先ほど来から出ていますTPPの交渉、これがどうなっていくのかという先行き不透明こういった不安感、そういったことを含めて、経営の見通しが立たないといったことを理由に後継者が居ながらにして、離農をしていくというような事が背景にあるというのが1つ挙げられております。

また20代から40代、こういった年齢層でも離農の傾向が見られると言うことが示されておりまして、これにつきましては、こういったTPPとか色々な先行きの部分もあるでしょうけども、そういったことで施設の更新ですとか、規模拡大こういったことに踏み切れないということで、若くして次のものを求めていくという考えを持っての離農、そういったことがあるというのが特色的な部分として挙げられます。

その他については、従前からの高齢による後継者不在による離農、あるいは負債を抱えての離農ですとか、そういったところもあろうかと思えますけれども、前段ふたつ申しました特徴的なところは、最近として言える部分ではないのかという認識はしております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 良く勉強されていると思えますけれども、そういうことです。

先の見通しはつかない、だから傾向として今までは小さい農家、それが離農していくという傾向があったけれども、今は中堅以上のところで将来に希望が持てないと、再投資出来るのかということで躊躇されている。それは資材が高かったり、色んなことが起きてきている用件がある訳ですね。

だからそういう面と、もうひとつは国際的に乳製品というのが、どういう傾向にあるかということです。生乳だけでは無くて加工乳、特にチーズやバター、脱脂粉乳、これは6年振りの低水準だと言われています。ここは原料乳地帯です。そういう面ではかなり深刻な問題ではないかと思えます。そして今も高梨ではチーズにシフトするというような動きもあるようで、こう見ると中堅層の離農これが起きているということと、全国的な生産基盤これが弱体化して、これが広がっていると。今までは小規模の部分に起きたことが中堅層以上あるいは大規模農家に広がってきていると、深刻な問題だというふうに受止められている訳です。

更に、これがTPP交渉で参加すれば、その不安は更に拡大するだろう。また、農業改革がされると、もっと酷い目にあうのではないかということが危惧される訳です。どうしても若手の魅力ある酪農を作っていないと駄目だろうということで、今、国際的な潮流は家族農業だと。家族農業というのは、かなり低コストで生活できるそういう経営だと言われているのです。国際家族農業年1914年は、その年にしようということが国連で決議されて、そして各国にそういう家族農業を支援していただきたいというメッセージも出している、要請もしているということです。この動きに対してご存知です

か。どういうふうに認識されていますか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 国連、食糧農業機関の関係につきましては、本件の一般質問の中で初めてといいますか、この名称自体は初めて見まして、色々とネット等で調べさせていただいたというのが現状であります。

その中で議員おっしゃられましたように、家族経営こういったものを各国々において食料の基本として、家族経営を中心の営農の部分を行ってくれと。この機関の中で言われていたのは、特に後進国で色々と食料の供給等、そういったものがまだまだ低いと言ったところに重点を置きながら、農業の家族中心の経営をして、食料の自国としての確保、そういったものを推進していただきたいというようなことでも、各国の方に発信しているというようなことで、今回調べさせていただきました。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 国連が言ったのは、もっと深いところで捉えているんです。農村部に世界の人口の7割が集中しているということをいっていますね。そして今グローバル化で、どんどん都市と農村の格差が広がっているということで、決してグローバル化というのは、人間の命をしっかりと支えるものではないんじゃないかという事で、見直しが必要だというふうに提起している訳であります。

それで、この財界が進めようとしている農業と農地を営利企業の儲けの場にする、そういう構想は、家族経営と農民の自主的な組織を破壊するものではないかと提起しております。そして安全な食糧の確保、食糧の自給率の向上、これは国土環境の保全と農村社会の維持発展、国民生活の向上にとっては、百害あって一利なしだと言っているんですね。これは企業農業の限界を直ちに止めるべきだと、だから儲けの道具とするのではなくて、自然相手の生業ですから、これは環境に優しく食べて安全なものを作るというのが、農民本来の願いな訳です。

そうすれば状況は好転するということなんです。これは何処から教訓が出てきたかということですが、2008年の穀物の急騰がありました。その時に食糧危機とリーマンショックこれが起きたと。本当にひどい状況で失業率が急増したと。デトロイトでは、町が一瞬のうちに無くなったという事が言われています。自動車産業ですね。そういうことが言われてきて、これは農村の崩壊というのは食の土台、これは自然と環境の崩壊これを伴っていくことになる。それはその国の崩壊に繋がるというふうに言われてい

る。だから農業は地域のそこにある自然、地域の財産、これを土台にして活用して生活をする生業です。外に持って行く訳には行かないんです。

だから、それを大事にすれば、そこで循環をして行くと、これが大切だということを言っています。その良い例がこの間、せたな町に酪農の人達が視察に行っていて見えました。ここでは北里大学の農場がございます。赤牛を飼っている、これは昼夜放牧なんです。冬は舎内になりますけれども、そこで出ている飼料、草だとか牧草だとか一切他の化学肥料を使わない、あるいは配合飼料一切使わないで放牧と自給飼料で肉牛を生産していると、これが人気を呼んでいるんですね。堆肥はちゃんと発酵させて圃場に撒くという事で、北里大学の学生たちもそこに行って色んな学習をしていくということ、お医者さんもこの中に入って、一緒に牛を飼いながら学問していくという、そういう所ですが、そういう農場ともうひとつは、今金町というところに行って、そこも配合飼料一切やらない、化学肥料も一切やらない、購入飼料は一切やらないということで、土地は狭いけれども放牧で乳を搾って年間約6, 200キロ、それでコストを掛けない訳です。生活出来るんだということを見てきていますし、土地もそんなに問題ないという事です。

更に、北海道大学これは30年間そういう飼い方をして、何ら問題ないとやっていくということを言っているんです。後でそういう資料も必要であればお見せしますけれども、そういうことがなされ、これからの酪農というのを、もうちょっと視点を変えていく必要があるのではないかと思います。しかし残念ながら、まだまだ増産の傾向にあります。大変な状況ですから、少しでも収入が多いことを考えなきゃいけないということで、今は今まで以上の規模で法人化してやろうとしていることが起きている、日本の酪農というのは、介護酪農ですよ。草を刈って与えるという、牛に出来ることは牛にやってもらうということにはなっていないのです全体が。これはやっぱりこれから大いに家族経営、農業これをしっかりと根付かしていく自然を相手の農業、コストを下げる農業、これが私は実現できるんじゃないかと思うのです。よく町でも言われているのですが、色んなたくさんの形があって良いんだと言われて、多様型の農業ということ言われています。推奨されていますが、この対応型の農業というのは、どういうふうな事で想像されていますか。解ればお答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 多様型の農業というキーワードと言いますか、言葉が出てきたのですけれども、当町の場合も基本的には家族経営中心の酪農経営ということで、

今後これまでもそうですし、これからもそういう形で進んで行くというものと認識しております。

そして多様という部分の中には、当然、新たな参入の法人化、それから数戸による共同体による法人化ですとか、そういったものの反面、農地の有効活用、耕作放棄地を出さないという取り組みの中では、当然、そういう形の形態も、今後も考えられるであろうと限りある土地農地を有効に使うという中では、その協働による農業法人化ですとか、あるいは新たな企業参入の法人化、そういったものも含めて、家族経営も含めて多様なという部分では、そういう表現になろうかというふうには認識しております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。残り時間あと2～3分ですから、時間厳守でお願いします。

○8番（竹内健児君） 農業問題については、時間の関係で割愛させていただきます。

次に、通学バス除外地域の道路整備についてでございます。これは新たに通学バス運行が今回されておりますが、この校区で学校から2キロ以内のバス利用除外の通学道は、通学児童に支障のない、例えば自転車通学など出来るような整備がされているのかどうか。

また、利用除外の根拠は何かあるのかどうなのか。その点について、お答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） ただいまの1点目の質問についてお答えいたします。

今年度よりスタートした3校区の通学バス、茶内第一小学校、茶内小学校、茶内中学校の通学バスの運行について、該当にならない2キロ以内の児童生徒の通学路については、一部歩道等の整備がなされていない通学路や、自転車通学環境に支障があるいわゆる未舗装の箇所があるのが現状であると捉えております。

続きまして2点目の、通学距離の2キロの利用除外根拠は何かという点について、続けてお答えをいたします。利用除外の根拠については、教育委員会が昨年の10月に児童生徒の安全通学プランの実施計画を策定時に、通学距離をどのように設定するかについては、文部科学省の遠距離通学の基準、小学校であれば4キロ等の中の基準に拘ることなく様々な通学事情を考慮して決定をしています。

ひとつ目としましては、現在、霧多布小学校のスクールバス利用児童等の実態であります、以前から霧多布小学校につきましては、2キロ以上の新川、暮帰別地区等の生徒

がスクールバスを利用している現状があります。

また近年、浜中町でも少子化の進行で、少人数での通学を強いられる状況から安全面、防犯面など、様々な要因を考慮する点等、また文部科学省のへき地児童生徒援助費等補助金交付要項の中に、遠距離通学費の中で積雪地、北海道等が該当になるのですけれども、その児童にあつては2キロ以上という基準があります。それらのことを緩和しまして、教育委員会では通学バスを運行するにあたりましては、該当地区を2キロ以上ということで、決定してスタートさせていただきました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 時間が来ました。一般質問の時間配分につきましては、自己責任でお願いします。終わります。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 通告に従いまして質問いたします。

まず一項目ですが、長期に続く不況化で浜中町の経済再生をどう計るかということですが、質問したいと思います。たばこは町内で買いましょうとか、買い物は町内業者からというスローガンが立てられて久しくなります。でも今は、形骸化しているのではないでしょうか。

今年の4月1日から消費税が8%に引き上げられ、その結果、買い物は町内というスローガンですが、本町の経済再生の基礎になるべきだと思いました。駆け込み買いが大流行となり浜中からも釧路市、中標津町、根室市の大スーパーへと買い物に出掛けたようであります。町内で働き町内で得た賃金や収入は町内で使われるべきであって、大都市の方に吸い込まれるような、そういう経済活動にはストップを掛ける時ではないだろうかと思うのであります。土曜日、日曜日には地元経営者の店では閑古鳥が鳴いてまして、4月になっても買いためた日用品が家にあり、生鮮食料品のみが売っていたというのが店主の言葉でした。

また、例年になく家の新築、増改築も24年、25年、26年3月まで契約を終え、消費税値上げ分を払わずに建設が進められました。家を建てる業者が町内には10件程ありますが、町外業者への依頼が半数を占めたと思います。建設費数億円が他町の業者に支払われ、町内で稼いで得た賃金や収入を、その分、町内で使うことが出来たら町はどんなに潤うだろうと、私たちは従来、地域経済の発展をいう場合に、基幹産業である農業、漁業の発展、工場誘致で働く場所の確保を言ってきました。それも望むところですが、普段の日常生活の改善で働いて得た賃金や収入を町内で使い、お金が町内を回っ

て歩くことによって、目に見えて町を豊かにすることができるのではないだろうかと思
いました。そんな町が、この近辺にあるのを見て驚いています。それは十勝管内帯広市、
釧路市から車で行って、あそこを通過する時に本当に驚きます。帯広駅前の商店街シャ
ッターを下ろしている店は見えていません。それから大スーパー無いんです。釧路市のデ
パートは3つ程ありましたけれども、帯広のデパートは残っています。釧路までバスを
出して集客をしている、何でだろうと聞いてみたところ、町として町内の業者から買い
物しようと、これは行政が言った訳でもなく、その地域で町内の店を大事にするには、
町内の業者から買おうじゃないかと、これが十勝や帯広市そこで住む住民の声のよう
であります。それで1つ目は久しいスローガンになってしまいましたけれども、町の経済
再生のため買い物は町内業者からという提案を、またここでしたいと思うのですけれ
ども、このことについて町長はどのように考えますか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの提案についてですが、私もそれが理想であ
ると思っておりますが、現在、インターネット等の利用で買い物する消費者も多くなっ
ております。

また、町内の商店に在庫している商品を欲しがったり、多くの食材から買い物を選ん
で買物をしたいという方の声もよく聞いております。ただ、浜中町の場合は消費者数
が限られている、町内の商店では多くの在庫を抱えずに、やはり売れ筋商品が中心の品
揃えになってしまう商店が多いように思います。

しかしながら、町外への購買力の流出は非常に厳しいものであり、町でも商工会に対
して、プレミアム商品券事業に対しても支援して、更に商工会では独自にルパンカード
を発行するなど、町外への購買流出を出来るだけ最小限に抑えようと努力しているところ
でございます。今後も消費者の意見等を聞きながら、町外への購買流出をできるだけ
防ぐ対策を商工会が頭になって、商工業者と協議していく必要があると考えております。

町としては、商工会そして商工業者に対しては継続的に、今まで同様に支援してい
きたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） まず買い物は町内ということでは、私の言ったことと町と
しても同じ考えだと、そういうふうに進めばいいという商工観光課長のお話です。数々
のハードルがあると思うのです。浜中町は物価が高すぎると、新聞に入ってくるチラシ

凄く読まれているんですね。

先程言った、中標津やら近辺の市からのチラシも入っていて、全部見て何処が安いとか、町内のあそこの店のこれは1番安いとか皆さん凄く詳しいんです。ガソリン代掛けてでも大きなスーパーで買った方が得だという人も居るのですが、そういう人々に対して、やっぱりそうは言っても、町内で買わないと大変なことになるぞというようなことで、町内で物を買うとこんなメリットがあるんだというのは、幾つもあると思うのです。もし考えがあれば、町外に行かなくても良いんだよというのがあったら示していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの質問ですが、メリットを挙げてということで、地元からまず新鮮な食材を、その日の分だけ買うと、そういう面では経済的には安価につくのかとメリットなのかと。それと交通費がまず掛からない。その分例えば、釧路に行くと言ってもやっぱり1,500～600円燃料代で掛かりますよね。その分の食料品だけを購入するのに、それだけ安く買えるかと言ったら買えないんじゃないかと思っております。

また、必要なものが直ぐ買えるということもありますし、電化製品などについては地元で購入するというのであれば、アフターサービスの面では購入した後、故障しても直ぐ修理してもらえとか、そういうのが地元で購入した時のメリットじゃないのかと思っております。

また、今現在、車社会でありますし、道路も整備されて1時間圏内で移動も可能であるという事ですので、半分はドライブとかレジャー感覚で買い物に出掛けるという人が多い様に思われます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今言われたこと大事なことだと思います。使う分だけ買える、大スーパーに行ったら1週間分買って帰らなきゃいけないとか、それから交通費が掛からない、必要なものが近くに店があれば直ぐに買えると、地元で買えばアフターサービスが付くんだという事ですが、最後に家族でレジャーと言ったら、やっぱりそういう大きなところに行って子供も遊ばせるし、そういうこともあるからというお話がありました。

先程の大スーパーだけでなく、ネットショップだとか、それからテレビショッピング

とかたくさんありますよね。黙って家にいても買いたいものがどんどん出てくるんです。つい買う気になるのですが、これはちょっと止めようと自制して私は止めているのですが、その他に生協ですね。生協札幌というのが入ってきて、個々に配達してくれているんです。生鮮食料品や日用品、それから灯油までも北海道価格で入れてもらえるという、そういう生協も入ってきているんです。やられたなという感じがするのですが、浜中町の商店で、それに対抗して車もなくて買いに行けない人、そういう人に何か手助けしようとか、そういうサービスというのは考えられているのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの質問ですけれども、高齢者が例えば買い物に釧路バスを使って商店に来たと、そういう時に経営努力というのですか、その商店でやはり買い物した後、自宅まで送って帰るとか、そういう経営努力をしている商店も中には聞いております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） これからますます高齢化時代になって、お年寄り夫婦で暮らしていたり、ひとり暮らしのお爺ちゃん、お婆ちゃんであったり、行く時には近所の人にらせてもらっても、帰りには送って欲しいとか、そういう事があるので、そういう宅配をしてくれる、やっぱり経費が掛かりますからね。ですから、この距離であれば100円とか往復で200円とか、そういうルールも決めたら、まだまだサービスが行くのではないかと、そういう時に町の方から、このサービスの車代の補助を店に出すとか、いちいち貰っていたら物が売れないということにもなるから、送り迎えの車代を出すとか、そういうこともあっても良いのではないかと思うのですが、そういうことを考えたことはありますか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただ今の質問ですが、町としても出来るだけ商工会、商工業に対して支援して参っています。

その中で今後、商工会なり商工業者から、そういう要望があればですけれども、あくまでも自分が思うのには、経営者の努力、前提では、それが先に立ってくると思うのです。それで色々と町内向けのチラシ広告を出すとか、そういうのを、まずやって努力してもらってから考えさせてください。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私は、町内業者は努力していると思いますので、あとはやるだけでないのかと思っています。先ほど町で買い物をするとメリットはと言ったら、5つほど述べられましたけども、まだ他にありますか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） これ以上は、思い浮かばないです。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） それでは私が考えたことですね。町内で町内の業者を使って買い物をしたり家を建てたり、車を買ってあげたりしないと、業者は潰れてなくなるのですよ。これが最大のメリットです。潰さない、潰れたらもう大変です。バスに乗って隣町まで行かないとならないのですから、私ももう10年経ったら車運転できなくなりますので、バスで買い物に行くって寂しいですね。潰したら駄目なんですよ。だから地元の業者から買わなくてはならないと思います。

私は、大スーパーにはやっぱり敵わないと思います。安くするのなら、どこまでも安くするんだから、業者を叩いて、叩いて、でもこの町の良さを考えたならば120円の物を80円で売っていたにしても、浜中に住んでいたらずっと良いんだよと、40円の差どころの話じゃないって思ったら良いと思います。ひとつ浜中町は空気が美味しい。水が冷たくて美味しい。健康な環境で皆が長生きして家庭で老後を過ごしている人が多い。これは浜中町で生まれ育った人は何とも思っていないかも知れません。

しかし、他所から来た私はそれが一番だと思っています。環境が良いのと長生き出来ると、町は静かだしお金の問題でないと思います。それから診療所も近くにあり、医者も看護師もみんな親切で緊急の時には夜中でも対応してもらえる、そんなふうになったら、もっともっと良い町になるかも知れません。

また、役場も親切で困った時には役場に電話すると飛んで来てくれて、その道に達者な人が最後まで解決に当たってくれる、更に議会が町民の要求を町に働きかけて、町民の為の施策が前進していると介護、医療、福祉、こんなにありがたい所はないと、そんな良い町だから物価が多少高くても、地元の業者から物を買っても徳をすると、私は、文章にして町はこうだと言わなくても、議員初め理事者の皆さんが率先して、こんなふうに町の業者から買って行こうじゃないかと、それがどんどん広がって行って、都会に行って買い物をするのが恥ずかしくなるなというくらい、町で買い物したらもっと私は

賑やかになって良いかと思うんです。だから町内で買い物しようって言いましたが、答弁はいいです。

次に、生産団体である2つの漁協、それから農協、そして商工会がタイアップして、地場産品で地産地消を進めている現状があると思います。今そういう産業団体が、どのような活動をされているか紹介してください。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） まず漁協の現状でございますけれども、散布漁協では5月から10月まで、月2回の浜中町産業振興推進協議会によりますテント市、各種イベントなどへの出展。浜中漁協におきましては6月から11月まで、月2回の直販や各種イベント等への出展によりまして、地産地消を計っておりますけれども、小売店や飲食店への利用に向けた取り組みについては、消費量の関係から特に実施していないということであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 浜中農協では、地産地消の部分ということの関連でお答えいたします。当町で生産されている生乳、これにつきましては、ご存じのように高梨乳業にほぼ全量出荷されております。この出荷された生乳については、生クリームや乳製品に加工されて、また高梨乳業の部分で言いますと、主に横浜を中心として首都圏の方でこれらの製品が供給されているというような現状になります。高梨の牛乳、それから乳製品ヨーグルト等色々ありますけれども、町内で各色々なイベント催しもの際に限定品という形で、高梨の乳製品が手に入るという部分と、あとは農協のコープの方でコーナーを設けまして、そちらの方で牛乳ですとか、ヨーグルト、プリン等を含めて乳製品が一部手に入るというようなこともあります。

あと個別では、これまでもチーズ工房でのチーズの生産、販売といった取り組みもなされておりますし、自家産の牛乳を使ったビン詰めの牛乳の販売そういったものですか、あるいは自家産の生乳を使ってレストランでのメニューとしての提供、こういったもので個別の部分でも事業展開という中では、地産地消という形の中に入ってくるのかと現状ではそう押さえております。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 3時00分)

(再開 午後 3時29分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。加藤議員。

○10番（加藤弘二君） まず先ほどの答弁の中で、質問しようかと思ったら忘れてしまったことが1点ありましたのでお聞きします。町内で買い物をしてもらうということ言えば、プレミアム券とかということがありました。それで私、プレミアム券について、町がどのように思っているかを、お聞きしたいです。

私自身で言えば、プレミアム券は殆ど町内で買い物していますから、プレミアム券を3回ほど買ったことがあります。3万円買うと3万6,000円分の券が来ます。私の場合、全部灯油代に行きます。そうすれば、いつもより6,000円儲かるのです。

町に住んでいるからプレミアム券買わなくても、町の灯油屋さんから買わないとならないから絶対買うんですよ。それをやって購買力が伸びるとか何とかというのは常々、私、疑問があるのですけれども、プレミアム券をやって5年で10回程やっていると思うのですけれども、本当に購買を促進するものなのか、どうなのかということの押さえをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの質問ですけれども、プレミアム商品券につきましては、目的が消費購買力の流出防止及び地元消費拡大策ということの目的で、これを商工会が行っているのですけれども、実際の話、やはり町外への購買力の流出を出来るだけ最小限に抑えようという考えで実施している事業だと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私が先ほど言ったことも含めて、プレミアム券というのは本当に購買力を高める、消費拡大、外で買い物しないということでのプラスになるかどうかというのを、私は商工会も含めて関係者で再検討していただきたいと思います。

質問を続けます。地元の商店をきちんと伸ばしていくということで、商店の後継者の問題です。人口はどんどん減少していきますし、そんな中で息子や娘に長く続いてきた自分の商売を継がせることに凄く躊躇していると思います。その点で言えば、漁業者、酪農家の皆さん先行き不安ということもありますし躊躇していると思いますが、私も商工だけではなくて商工業者ですね、その人方の仕事を先程言ったように、きちんと商売が成り立つように町内で買い物することと同時に、店の主人を元気づけて将来も更に息子・娘が跡を継いで行くということでは、元気が出る訳ですから、私は町として特別な

手だてを講じて都会で働くのもいいだろうけど、地域に戻ってきて商売を継いでくれな
いかというようなことを主人が言えるような政策を町で考えてもらいたい。

私は、前回漁業者の為の漁業研修所をここに開くようにということで、漁業協同組合
の方にも自分の考えを言って検討してもらいましたが、漁業研修所を作るというのは、
並大抵のことではないと。ただ後継者に対して、何か手を差し伸べるというのは良いこ
とだということには言っていましたね。是非、そういう点では、すぐにやるという訳では
ありませんので、行政の方から商店や商工業者の後継者に対しても月5万円の研修費こ
れは1年間で60万円配給してくれと、お前の賃金はとは言わないのですけれど、町か
らもこれだけの補助を出して応援してくれるしどうだと、それがよければそれで良いの
ですけれども、町としてもっと良い考えがあれば、更に良い考えを出しながら後継者が
希望を持って帰って来られるように帰省のアドバルーンを上げてもらいたいと思いま
す。商店が勿論買ってもらおうと、それから息子たちが後を継いで、この浜中町に居つい
てくれるという事がとっても大事ですね。この点の質問で町長の考えですね、町で買い
物をするということと、それから後継者対策、これについて簡単に気持ちを述べていた
だきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの質問ですが、まず後継者づくりの前に、や
はり商工業者の経営改善の面の支援も町としておしていますし、各商工業者が最初に経
営努力することが、前提になってくるのではないかと考えております。

本町はやはり、一次産業あつての商工業であると考えておりますので、今後、商工業
者、商工会から要望があれば前向きにこの件に関しては検討していきたいと思ってお
ります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今の答弁ですけれども、私のんびり質問しているのですけれ
ども答えは急いでいるんです。今やらないで、いつやるの。それだけ漁業にしても、農
業にしても、商工業にしても、後継者を直ぐにでも呼べるような施策、あちこち相談し
てどうのこうのという時ではないと思います。という気持ちを町長に伝えたいのですが、
町長答弁よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） このたびの後継者の質問含めていただいた時に、商工観光課長に

商工業者の後継者の状況を調べてくださいとお願いしたところ、商工会では一切持っていなかったんですね。どういう状況か、居るか居ないかも含めてありませんでした。

それで商工観光課長は、自力で商工業者237あるのですけれども、後継者が居ると捉えた小売業から飲食業も含めて全部で118件居るということが解りました。これが今の商工業の基礎数字だと思っております。これは町で調べましたから、商工会で調べた数字ではないですから若干の誤差はあるかも知れませんが、状況としては商工会自身が後継者に対して、今それほど危機感を持っていないということが、まずひとつとして挙げられるのではないかと思います。

そのことからすると、この商工業者半分しか後継者が居ないという状況でありますから、その対策はそれで良いのかと言ったら、やはり良くないと思います。そんな意味からすると、今後、この手の事業をやる時に町だけでやるというふうにはならないと思います。商工会含めて一緒にやらなかったら、後継者をどうするかというのはうまく行かないと思います。何のために商工会があるかということも含めて、今後、商工会の方々と、この後継者について協議も重ねて行かないとならないと思っています。時間がないと言っても、この事については逆に時間をしっかり掛けて商工会と共同歩調をとらないといけない。それと物を買う、物を売る、これは課長が第一次産業のまちだと言っておりましたけれども、しっかりそこも産業のひとつだと、売っていく努力、勉強会、調査だとかをすべきだと思っています。そんな意味で商工会中心となって、その調査も含めてやってもらったら如何というふうに思っています。

そして私達は、その事業に対してしっかり支援をしていくというのが、筋ではないかと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 2項目の質問に移ります。いじめや嫌がらせのない明るい職場環境をつくるためにということで質問したいと思います。

1番目の質問で述べましたように、町の良さを述べる時、役場が町民に対して優しく対応してくれるというのも一つの要素になっていると思います。しかし実態は、一部の町民にとって役場は親近感が持てないというイメージがあったり、怖いとか上から目線で物を言われるなど、また守秘義務は守られていても役場に入っただけで、自分のことがばれるような気がして、行きたくないというような声など様々だと思います。

総じて言えば、役場が開かれた職場、民主的な職場、ユニットで言えば課長を中心に

して何でも話せる職場、何でも聞くことのできる職場、困った時には、町長、副町長に相談すれば聞いて対応してもらえる、そんな職場になっているのかということでもあります。

1 番目の質問ですけれども、学校や役場など公務員の職場で、精神的な病で職場を休職するケースが多いと聞いていますが、浜中町役場で現在休職している人、1 ヶ月以上休んでいる人、現在そうやって休んでいる人が何人おられますか。正職員、臨時職員毎に分けて数で示してもらえますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 浜中町役場については、今正職員 3 名の方が休職しているという状況です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 全員正職員で3人程休んでおられるということです。そのうち精神的な面、鬱症状とかそういう面で職場に来られなくなっているというケースは何名でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今ご質問の病名につきましては、この場でお答えするのは差し控えさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 了解しました。3名居るということで、役場職員の方も一般的な全国的な傾向とほぼ同じような感じかと思います。質問書の中には、パワハラ、モラハラ、セクハラ、マタハラ等そういう言葉を挙げていますけれども、このメンタルの面で休むのは何が原因なのかさっぱり解らない時が多いのですよね。休んでしまっから、どうしたんだというような話になってしまいます。

それで例えば、10人くらいのメンバーの職場で、さっぱり仕事ができない人が居て何回聞いたら解るんだ、昨日も言ったじゃないか、みたいなことを言われて気になってシュンとして、もうふたつ目の言葉が出て来なくなるなんていうのがありまして、次の日、出てきた時には何か仕事はしているようだけれども、パソコンに向かったまま手は殆ど動いていないとか、どうしたんだろうと、そういう人間が職場に居たとします。そうした場合に、浜中町の職場では一般的にそういう人に対して、どういうアプローチをしていますか。副町長に答えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） ただ今のご質問にお答えいたします。

今の組織体制の中で、やはり係単位、あるいは課単位でそれぞれの領域の中で部下の色々な相談は乗るといような形で来ておりまして、ただ案件として重要なものにつきましても、当然さっき申しましたが病欠ですとか、あるいは長期にわたる休職ですとかは、それは当然、人事当局と私どもと担当課長で協議しながら対応等を考えるということになっています。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） もしそういう職員が居たならば、気付いた人が側に行っとうしたと優しく言って、話してくれない場合があるので、気付いたらやっぱり職場のことですから、1番の上司はその中では課長だと思いますが、課長がそういう問題に気付いた時にどういう態度をとったらいいのでしょうか。副町長をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 今の質問ですけれども、やはり自分の部下というのは、自分の領域の中でどう育てる、あるいはどう導くということですから、それはやはり、その状況の把握というのは現場に掛かっているとは思っております。

したがって、管理職としての資質をそこで発揮すべきだと思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） そこで、その課長の責任ですけれども、課長の責任はどこまであると思えますか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） やはり現場の指導者として、管理者としては課長であります、最終的には私であり、町長であるところのように思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） こういう問題で一番大切なことは課長が相談されたら、それに対して答えを出す訳ですよ。相談をしに来た人に、こうしたら良いじゃないかとかと返す訳です。それで納得して明るくなって元気になればいいですよ。深く傷を負った場合は、中々その傷は癒されるものではないので、ちょっと難しいなと思った時には、今副町長が答弁されたように上の方に相談いたしますと、そのように答弁されましたけれども、私はそれがとても大事なことだと思います。

こういう問題のある会社とか職場では、課長は上司ですから、自分の職場の中でそう

いう問題が起きたら、何とか自分の職場だけで抑えようと思って懸命になるんですね。無理な要求やあるいは任せてと言いながら、何もやってくれないという場合がある訳です。一步も進まない、自分の職場からそういう人間が出るということは、管理職の能力にもかかわる問題なので、何とか自分のところで留めておきたいというのが、多くの例のようです。

ですから、そういう場合は課長が、俺には手にお負えないと、このことは副町長に言って相談して、職場の状況はこうだというようなことを知ってもらって、アドバイスもらった方が良くないかと思うのですが、今の浜中町役場はそういう形になっておりますか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 従来から、このような形で何十年も過ごして来てまいりました。

それで私どもも若い時には、非常に何回言ったら解るんだと、そんなご指摘を受けながら指導されて今に至っております。今の仕事というのはやはり、係全員で仲間でひとつのことを仕上げるということは、例えば役場にしろ民間にしても同じだと思っております。その為にチームワークの基に、人のカバーもしながら自分の仕事は100%やるということで、そして部下である係は、一生懸命エンジンとなって、そして係長、課長がそれを導くという形がベストだと思っております。

ただ、今の状況の中で例えば、精神的に傷ついて長期休暇あるいは休職に至る職員につきましては過去もありました。同じような比率でありました。それで今が特別ということではありませんが正直に思うんです、私は鍛えられて皆そうでしょうけれども、そんな中で上司というのは導くということは良いところは伸ばす、間違っているところは違うよということが、やはり主役は町民ですので、町民の対応を一番に考えますと、私どもものやるべきことというのは自ずと見えてきます。

そんな中で、例えば先ほど仕事についての能力の話も出たかと思えます。そんなところは課全体でカバーして行かなければならないと思っております。現状でどうなのかといいますと、今までは課長からそういった不満もありませんし話も来ませんが、やはり私個人的には職場の係、あるいは係長、あるいは課長も含めまして非常に気になります。

ですから、取り立てて相談ということはしませんけれども、庁舎内で見ましたら、声を掛けて激励したり、私の若いころを思い起こしながら、今の若い人は頑張っているん

だと思いながら声を掛けているところですけども、組織的にどうであるかということについては、今までと変わっていない状況で、ある程度は現場の声に委ねて、課長と最後は私の関係になりますし、課長、係長、係の関係になると思いますけれども、それを納められないことについての問題があれば、課長から私の方にとということになるろうかと思いますが、それは今のところは、ことが起きてからの話は聞き及びますけれども、普通の状況の中では記憶がないですね。今まで職員がこういう問題があると、多少の問題はあります、交通違反ですとか、色んな問題がありますけれども、それは特に課長から相談は無いということで、過去も今も変わっていないのが現状です。ただ、環境あるいは入ってくる若い職員は、何か変わってきているように思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） そういうメンタルの面で困ったことというのは、色んなケースがあって数限りなくて、それらの面はやっぱり百人百通りの色んな理由があって、それもこれからの職場形成の上で色んな経験も役に立つと思います。

最後の質問ですけども、もしも職場に、あの人さえ居なければ俺は出られるんだと、私は行けると職場にこういうケースもあると思うので、こういう場合はどういう対応を考えておりますか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 今の問題、非常に難しいと思います。やはり個人的に内心は合う人と合わない人が居ると思います。皆さんそう思って、これまでできていると思いますが、その方がその職員が居れば来ないということは、逆にその職員を排除しなければならないということですけども、それは地方公務員上、不可能でありますから、やはり現状の今居る体制の中で、なんとか解決をして行かなければならないということだと思います。その為に環境として、そうならないような方法を考えていくしかないのかと、非常にこの問題は他の企業でも、他の自治体でも同じような状況を抱えているというように聞き及んでおりますから、国もメンタルヘルスの観点で事業所に求めているということもありますから、うちの場合は労働安全衛生を規定した組織もあったり、あるいは前段の質問もありますが、全ては職員を教育する為には、研修に繋がってくる話だと思います。

それで、この人が居るから行きたくないということは、非常に難しくそれを乗り越えて、世の中に居る人はみんな好きな人も嫌いな人も居ますから、世の中それでも一緒

に生きて行かなければならないということもありますし、それが職場にあっても全く変わらないと思っています。後は、その人が居て行けないという状況をどう乗り越えるかだと思っています。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 時間がないので、副町長ばかりに勝手ながら答弁求めた訳ですけれども、やはり職場みんなで同じような気持ちで解決して行かなきゃならないと思うのです。休職されている方が3人も居るということであるし、やはりひとつの課に留まらず、役場がひとつの職場だとして考えて見た場合、横の繋がりも大事だと思います。副町長にばかり相談に行くといっても、これは困るので、やはりまず課長に相談するとか、またそれ専門にメンタルだったらそういう委員会あるから、そこで預かってもらうとか、今厚生労働省辺りでは、そういう組織を職場に作りなさいという指導もされておりますが、浜中町として実際には、どんな形にできておりますか。

以上、最後の質問です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今、役場としては浜中町職員安全衛生管理規定がございます。その中に精神衛生という項目がございます。安全衛生管理者は、精神疾患の予防のため、職員の融和、生活指導、身上相談、適正配置等に努めると共に、精神疾患の疑いがあるものを発見した場合には、産業医を協議の上、受診の勧奨等、適切な処置を講じなければならないと指定されております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 5番成田議員。

○5番（成田良雄君） それでは通告に従い2件について質問いたします。まずいじめ問題についてでございます。

今、全国的にいじめ問題は深刻な時代となっております。平成24年11月12日に発表されたいじめ問題への取組み状況等にかかる緊急調査の結果によれば、平成24年4月から8月までのいじめ認知件数は全国で14万4,054件にも上がり、23年度の7万231件と比較し2倍を超えております。そこで、いじめ防止対策推進法が昨年10月から施行され、それを受けて本町においての今後の取組みや、防止策について以下質問したいと思います。

まず1点目の、我が町の実態把握はどうなっているかということでございます。把握はしていると思います。そういう意味で何時、どのように聞き取りを調査したのか。そ

して結果はどうか。質問は簡潔ですけれども、回答は詳しく説明をお願いしたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（佐藤健二君） 当町では学校等におけるいじめの未然防止、早期発見、早期解消の取り組みを一層進めるために、北海道教育委員会と連携して、小・中・高等学校で児童生徒を対象に、いじめ把握のためのアンケート調査を年間2回ないし3回実施しております。後ほど、その実態の結果についてはお話いたします。

また当町では、毎月全ての学校に生徒指導状況報告書の提出を求め、町内におけるいじめ、不登校などの状況を把握し、その中でいじめに発展する恐れや、背景にいじめがありそうな事例については、学校に対し指導助言を行っております。

更には、学校学級生活の満足度を図るQ U調査を年間2回実施しており、学行学級の中で困り感のある児童生徒の把握に努めております。加えて、小学校、中学校に派遣している本町独自の心の相談員を活用して、実態把握にも詰めております。

次に、いじめアンケート調査の結果についてお話いたします。昨年度の小学校、中学校、高等学校で実施されたいじめ調査については、2回ほどを調査しております。2回目の11月の結果は4月から継続して進められた結果ですので、11月の結果についてお話いたします。11月現在で今までいじめられたことがあると答えた小学生が33件、中学生が4件、高等学校が0件で、調査時、今もいじめられていると回答したのが、小学生で8件、中学校、高校生が0件でした。小学生8件につきましては、当該小学校で詳しく調査した結果、いじめとは認知せず問題も全て解消済みということで報告を受けております。特にこのアンケートの中で、いじめの内容につきましては、小学生は悪口を言われる、続いて仲間外れや無視をされるなどが特に多い割合となっております。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 詳しく説明をいただきました。年に3回、去年は2回ということでもあります。我が町にはいじめがないと、一次産業の町でありますし、核家族でもございません。そういう方が少ないので、やはり家族、そして皆が力を合わせて勉学に努めて行くということで、今回いじめはないという観点から、今後あった場合に速やかに対処できる為に、今回質問させていただきました。小学校であるという方で33件、中学校で4件、しかし今いじめはないということですので、現在は0件かと思ひ

ますけれども、そういう意味でいじめ防止の意識を今後高めると同時に、常に実態を把握し早期発見、そして早期対応に努めることは大事ではないかと思えます。

今、指導室長より回答ありましたけれども、常にやはり状況の報告、また心の相談員を通して把握をしているということでございますけれども、大事なことは実態把握することでありますが、それ以前にいじめは絶対に許さないという強い姿勢を学校教師、また親も含め示すことだと、この様に思います。

2点目でございますけれども、それに昨年24年度に14万件、23年で7万件と詳しく調査した結果、2倍を超えたという事で実態を把握した結果、やはり国としても、いじめ防止対策推進法を設置して、各学校、地域、そして自治体、また親たちにいじめをなくそうということで推進法が施行されました。その概要について、どういう推進法なのか。皆さんに解るように説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（佐藤健二君） いじめ防止対策推進法につきましては、平成24年におけるいじめ問題の社会問題化を背景としまして、いじめ問題に総がかりで対峙する為、いじめ問題に対する基本的な理念や体制を整備するものとして、25年6月に議員立法として成立したものであります。

いじめ防止対策推進法は、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処について国や地方公共団体、学校などの各関係者が講ずべき施策や取り組みなどを定めたものですが、いじめの幅広い認知、学校としての組織的な対応、重大事態における調査などの輻輳的なプロセス等が定められております。以上であります。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） その各町、学校で定められている項目はどのようなものか。

その説明をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（佐藤健二君） まず学校で決められています、いじめ防止基本方針につきましては、学校としては最初に、いじめ防止などの為の対策に関する基本的な考えを示しております。

そして次に、いじめ防止等の為の対策の基本となる事項、更にはいじめ防止などに対する措置、そして従来事案への対処としまして、学校における組織のあり方、組織づくり、体制づくりについて書かれております。以上であります。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） そこで3番目の質問ですけれども、この推進の中に、町、各学校での基本方針を作成し取り組んでいくべきと、このように義務付けられていると思います。これは期限がないかと思えますけれども、我が町において各学校、町において、この基本方針また今後の取り組みと申しますか、まず基本方針は作成しているのか。作成内容、主な項目として、どのようなことを挙げられるのか、その点説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（佐藤健二君） まず当町における各学校でのいじめ防止の基本方針につきまして、お話しをさせていただきます。

当町におきましては、小学校、中学校、高等学校もう既に4月段階で全て作成されております。保護者にも情報提供されております。

次に、当町のいじめで防止基本方針につきましては、法律上策定が望ましいと努力義務になっていますことから、現在、作成には至っておりません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 各学校では作成していると、町においては努力義務ということでございますけれども、各学校で作成して町はしていないと。努力義務だそうですけども速やかに、こういう基本方針というものを定めて作成して取り組んでいくという考えはないのか。再度答弁願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 基本方針の町の策定の関係についてありますけれども、先程、指導室長の方から述べさせていただきました。法律では国と学校に、いじめ防止基本方針、この策定を義務付けておりますけれども、自治体に対しての義務づけは求められておりません。

しかし先般、道において、いじめ防止基本方針の原案が策定されまして、今月16日の道議会文教委員会に報告をし17日から、パブリックコメントを実施した後、道民から寄せられた意見を踏まえ条例で規定しています、道教委の付属機関であります、いじめ問題審議会で協議をして、8月頃に教育委員会で決定する予定を立てておりますので、本町としても、今後こうした道の方針を参酌して検討して参りたいというふうに考えております。

ただ全体的に、全国的には都道府県で北海道がパイオニア的に進めて、他の市町村でも進められております。管内的な動向も参考にしていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 了解しました。8月には作成に向けての取組みをしていくということでございます。ここにひとつの学校の参考に読ませていただきますけれども、基本的な考え方が、町内会全員に配付されました。先ほど答弁ありましたとおり、全町また地域に周知しているということでございます。基本方針の作成ですけれども、基本的な考え方ということもございますけれども、いじめは人間として絶対に許されないことという強い意識を生徒全員が持つこと、2つ目として、いじめはどの学校でも、どの学級でもどの生徒にも起こり得るという認識を持つこと。3つ目に学校全体として、いじめを決して許さない、見過ごさない雰囲気作りに努めると。4つ目いじめの早期発見、早期解決の為に学校が組織的に即座に対応できる体制をとると。5つ目生徒同士、生徒と教職員が温かい人間関係を育むため、相互に信頼関係を築けるよう努めるという、町内会の地域に配布された基本的な考え方でございます。

そういう意味で、町においても今後取組んでいくということでございますので、そこで4番目、今後の取組みと防止策について、もしあれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（佐藤健二君） 今議員さんがお話しされましたとおり、いじめの防止策につきましても、何よりも大切なのが、いじめをなくすために子供の心を育てることです。

特に、いじめの未然防止に向けては、自尊感情や基本規範意識の醸成といった点が大切でありますことから、各学校での教育活動によるところが大きいと考えております。各学校におかれましては、一人一人を大切にされた学校教育活動の展開、豊かな心の育成に向けて道徳教育の充実や豊かな体験活動、特に当町では豊かな自然を生かした教育活動を通して、子供たちの心を育む指導の充実に継続して取り組んでいきたいと考えております。

また、いじめは絶対に許されないとする子どもの意識の向上を図るために、すべての学校でいじめ根絶に向けた、児童会、生徒会を中心とした1学校1運動を展開しておりますし、今後も更に充実して継続していきたいと考えております。

そして各学校の児童会、生徒会の代表者による浜中町子供地区会議を開催して、更に

いじめは絶対に許されないという意識の向上に努めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） そういう事で、しっかり防止策について取り組んでいてもらいたいと思います。

そこで、いじめは先程いいましたけれども、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題であることに十分認識すると、また、いじめは人間として絶対に許されないことである等、研修会や職員会議等で再度確認し、全ての関係機関や教職員がお互いに共通理解を図り、いじめ問題の取り組みを今後とも適切な指導を、まずはお願いしたいと思います。そこで推進法の中に、全ての学校に、いじめ防止等に関する組織の設置が義務づけられたと、このように第22条にありますけれども、この設置状況またどのような構成体制なのか。もし設置してありましたら報告をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（佐藤健二君） 各学校におかれましては、今議員さんがお話されたとおりいじめの防止に対する組織を全て組織化しております。

特に、各学校の中で生徒指導対策部長を初めとしまして、外部からも教育関係者を組織の中に入れて連携しながら、いじめの未然防止あるいは重大事態が生じたときの対応として、組織を活用するという事になっております。

なお、学校で重大事態に対応できない場合には、教育委員会あるいは釧路教育局とも連携しながら、取り組みを進めているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 最後の項目になりますけれども、5番目の学校、PTA、地域等の連携体制はということでございます。今までもやってきたと思いますけれども、特に学校内でのいじめなどは、やはり本人が言えば発見しやすいのですけれども、特に市街地などは、下校時等でいじめに遭った、そういういじめらしい風景も度々見られると思います。そういう意味で、やはり地域との情報収集なりそういう連携も大事かと思えます。

今後、学校、PTA、地域との連携体制をどのようにしていくのか。いじめは一切起こさないという意味では、連携が大事かと思えます。そういう意味で、その体制について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（佐藤健二君） 今議員さんがお話しされましたように、いじめの問題を把握するためには、何よりも学校、地域、家庭がお互いに情報を共有し合って、取り組むことが何よりも大事です。

特に、いじめ問題につきましては、学校だけで抱え込むことなく、家庭や地域そして行政機関等と連携して、児童生徒にかかわる全ての人々が共通の認識を持って、いじめ防止などの取り組みを迅速に対応することが大切であります。当町では、学校、PTA、地域関係機関が、それぞれに役割を担った情報連携、行動連携を大切にした取り組みを進めております。具体的には、いじめの未然防止の為に日々の連携として保育所、小学校、中学校、高等学校の校種間連携を実施し、一人一人の子供の情報共有やPTA、地域、学校、行政機関が一体となり、ネットトラブルの防止の為にフィルタリングの励行や、子供の学習習慣や生活習慣の確立に向けた、取り組みを推進しております。

また、緊急時の連携としましては、問題行動発生への対応や、指導困難な状況への対応を通して、道教委や児童相談所、警察等の行政機関、関係機関とも連携し対応できるように計画しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） そういう強固な体制で臨んで行ってもらいたいと思います。中々、我々も地域としては協力してあげたいけれども、学校の方からそういう共有という情報がきません。地域一丸となって未来を担う子供たちを守っていきたくと、このように常々思っておりますので、どうか特に、地域との連携を密にするように訴えていってもらいたいと思います。最後に教育長より答弁をお願いしたいのですけれども、いじめはどの学校でも起こり得ると、そしてまた現実に大なり小なり起こっているんだと、そういった認識に立てば、いじめの件数を把握すること自体が問題の本質ではないと思います。本当に大切な事は、どうすれば今いじめで苦しんでいる子ども達を救えるのか。

また、誰にも打ち明けられずに苦しんでいる声なきSOSに、どうすれば大人が気付けるのか。またいじめに気付いていても言いだせない子ども達に、どうすれば協力してもらえるのか。こうしたことに光を当てなければ意味がないと考えますが、最後に教育長のご見解を伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） いじめ問題につきましては、平成23年の滋賀県大津市の中

学校2年生の男子児童の、それから色々と全国各地で、そして道内にも、幸い町内においては色んな調査の中では、いじめに関しては特に深刻な状況はないと。

ただ、いじめについては、何時何処でどういう形でおきないとも限らない。それをしっかり事前に把握をして連携しながら、防止策を講じていくと、いじめの問題に取り組むには、学校の情報を集めて状況に応じて学校や教師に指導を行うといった、日常的な対応これが大事なことだと思っております。

浜中町はしっかりとした学校内での色んな先生方との連携、そして地域も身近に存在していますので、そういった中では、こういった事例は絶対出さない、起こさないと、そういった姿勢で各学校とも教育委員会連携を取ってやっていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 常に町村の段階ではゼロという様に、希望を持って対策についてしっかりと取組んで行けば、本当に明るい町未来を担う子どもたちが、すくすくと育っていくかこの様に思います。

それでは次に、ヘルプカードの普及促進についてでございます。障害や難病を抱えた人が必要な支援を予め記しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して、周囲の配慮や助けをお願いしやすくするヘルプカードを作成、また配布する動きが今、全国での自治体に広がりつつあります。このヘルプカードの意義として1つは、本人にとっての安心、2つ目は家族支援者にとっての安心、3つ目は情報等コミュニケーションの支援、4つ目は障害者に対する理解の促進の4つが定められております。

我が町においても、障害者の理解を深め繋がりのある地域作りを目指す為にも、ヘルプカードの普及を積極的に進めていくと思うが、ご見解をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） ヘルプカードの普及促進についてお答えいたします。

ヘルプカードは取り組む自治体によって名称が違ってございますけれども、ヘルプカードに類似したものとして、全国的にはN T Tが作成しております、お願いカードあるいはお願い手帳というものがございまして、現在、福祉保健課の窓口でご要望のある方に配付をしておりますので、現状の中では、必要な方にN T Tで作成配布しておりますカードと手帳をお勧めしていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 今答弁ありましたけれども、我が町では類似したカードを希望者には配付していると。これは何人希望して対象者は何人か。

また、このカードを活用している方は今現在何人居るのか。答弁お願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 対象者という質問でございますけれども、聴覚に障がいがある方につきましては22名の方がいらっしゃいますけれども、他の方々につきましては、その方によって必要かどうかということが違ってくると思いますので、障がいの人数が解りますけれども、本当に対象となる方が何名居るかということにつきましては把握をしておりません。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） このペルプカード類似したのが浜中町にあるということでございますけれども、やはり我が町は津波災害の起こる町ということでもあります。こういう障がい者、難病を抱えた人全員が、そういうカードを持って例えば災害時に避難名簿を作成する時にいち早く対応ができる。

また、この人が何を求めているのか、やはり見ただけでは障がいがあるのか無いのか解りません。そういう意味で、それを提示してもらうなりすることによって、このヘルプカードというのは、私に少し支援をしてくださいという、これが目的ですね。

そういう意味で、どうか全員に聞き取りをして必要なのか、また使ってくださいというふうに普及促進をするべきと、このように考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 今までも窓口に提示はしておりましたけれども、今後につきましては、手帳の申請の際などに、これが必要かどうかということで、ご紹介をして普及に努めて参りたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 皆さんの今、各自治体に広がっているヘルプカードでございますけれども、活用場面というのは、災害が発生した時、また災害に伴う避難生活が必要な時と、またパニックや発作、病気の時と、日常的にはちょっとした手だてが欲しい時に活用していると。今現在、浜中でも60歳以上の方には命のバトンというのがあります。それに類した形になるかと思えます。

それぞれ人によって、障害によって違いますけども、定期券くらいの大きさに常にバックに入れているとか、必要な時に家から持って行って、避難の時に避難の役員の方に掲示するなり、それぐらい各自治体では、その人によって色々利用場面が違いますけれども、こういう時にやはり一刻も早く、その人に手助け出来る体制がヘルプカードでございます。形態は先ほど言いましたけれども、免許証の大きさ、使い易くする為配布としては、より身につけて持ち歩きやすく1人1人が鞆の内側や外側に下げることができるよう工夫することが求められるとあります。

今後、障がい者の方に普及促進を、課長答弁で図っていくということでございまして、どうか命のバトン同様、障がい者を救うためには大事かと思えます。特に災害があった時には、すぐに少しの手助けも出来ると、こういう意味で今回の質問をしましたが、どうか住民にいち早く、そういう該当者、またこういう制度がありますよという通知を、町民に情報提供してもらいたいと思えますが、その点、答弁をいただいて終わりたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 全ての方にチラシ自治会配布等というのは、今直ぐはできないとは思いますが、毎年行っております高齢者等の障がい者の方も入っておりますけれども、見守りネットワーク会議ですとか、あと広報の中で、お知らせをしていくということではできると思えますので、今後取り組んで参りたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） これで一般質問を終わります。

◎日程第9 議案第24号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第24号を議題とします。

本案について、提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第24号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正では、基礎課税分（医療費分）等に係る税率改正のほか、地方税法の一部を改正する法律及び関連する地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され

たことに基づいて、所要の改正を行うものであります。税率改正につきましては、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨に則り、国保加入者へ医療費等の歳出に応じた保険税の負担を求めると共に保険税の算定の基礎となる前年の総所得を基本に応能割の所得割及び応益割の均等割・平等割の割合をもって国保会計の健全化を図り、併せて保険税の算定方式を所得割・資産割・均等割・平等割の4方式から家屋・土地等の固定資産に係る資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式へ保険税の課税方式を変更するものです。

主な改正は、基礎課税分（医療費分）の所得割100分の7.5を100分の8.5に、均等割2万7,000円を2万9,000円に、平等割3万5,000円を3万7,000円に、特定世帯分1万7,500円を1万8,500円に、特定継続世帯分2万6,250円を2万7,750円に引き上げとなります。

また、後期高齢者支援金等課税分及び介護納付金課税分については、社会保険診療報酬支払基金から示された通知額から療養給付費負担金、調整交付金を控除した額に応能・応益割合の税率を乗じて税額を算定いたします。後期高齢者支援金等課税分で所得割100分の3を100分の2.95に引き下げ、介護納付金課税分の均等割1万円を1万1,000円に、平等割8,400円を9,000円に引き上げる改正を行うものです。

また、基礎課税分及び介護納付金課税分の均等割及び平等割の改正に伴い、7割、5割、2割の軽減金額についても改正を行っています。

次に、地方税法の一部改正に伴う改正ですが、保険税の後期高齢者支援金等課税分の限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税分の限度額を12万円から14万円に引き上げ及び低所得者の保険税軽減の拡充として、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うもので、5割軽減の対象となる所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を35万円から45万円に引き上げ、保険税の軽減措置の対象を、拡大の改正及び金融・証券税制の改正等に伴う金融商品に係る損益通算範囲の拡大と公社債等に対する課税方式が変更されることから、保険税の課税対象所得の範囲を見直すとともに、併せて所要の規定の整備を行うものであります。

この改正により、市町村の国民健康保険税の賦課限度額は、基礎課税分の51万円と後期高齢者支援金等課税分16万円、介護納付金課税分14万円の81万円となります。

この改正条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するとしております。

また、附則第3項及び第6項から第16項の改正規定は、平成29年1月1日から施行することとしております。

なお、この度の条例の一部改正につきましては、去る6月2日開催の国保運営協議会に諮問し答申をいただいたところでございます。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） （議案第24号 補足説明あるも省略）

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

（延会 午後 4時59分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員